最近の農政の動きについて

令和８年11月

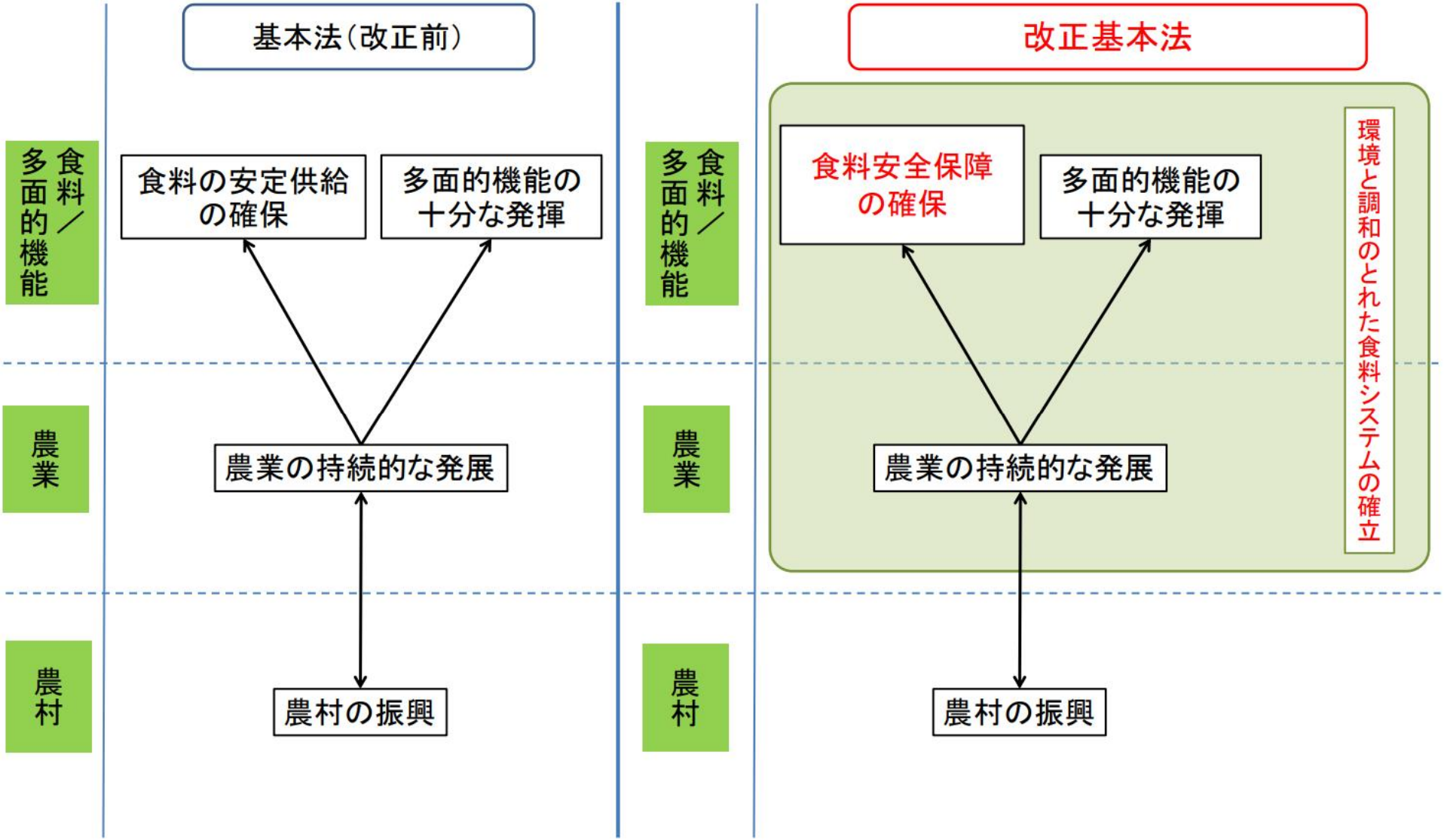
農林水産省九州農政局（鹿児島県拠点）

社会情勢、農業情勢の変化を踏まえ、令和６年に、「食料・農業・農村基本法」を改正

- 農政の憲法である「食料・農業・農村基本法」は、平成11年に制定（以前は昭和36年制定の「農業基本法」）

- 今回の改正で、新たに、
  「食料安全保障の確保」
  「環境と調和のとれた食料システムの確立」
  が政策の柱に

改正食料・農業・農村基本法の基本理念



→　令和7年4月11日に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定

基本計画の主なポイント（メモ）

○　水田政策を令和９年度から根本的に見直し

・　水田を対象とした交付金（水田活用の直接支払交付金等）を見直し
　水田、畑に関わらず、作物ごとの生産性向上等の支援へと転換
（中山間地域等の条件不利地域も含めて検討）

○　地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化

・　農地の大区画化、農産物の生産体制の確立、スマート農業の導入・DXの推進　など

○　生産資材の安定的な供給の確保

・　国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子の自給、国内飼料への転換
バイオマス・再生可能エネルギー利用等の促進　など

○　農林水産物・食品の輸出拡大

・　新たな輸出先の開拓、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大　など

○　食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成

・　生産コストの明確化、認定団体がコスト指標を作成、取引において費用の考慮を促す　など

○　フードロスの徹底した削減、ラストワンマイル物流の確保

・　未利用食品の出し手・受け手のマッチング、買い物困窮者対策　など

○　中山間等地域の振興

・　民間企業の参画、集落機能の維持、農村RMOの立ち上げ、鳥獣被害防止　など

○　国民の理解の醸成

・　食・農業に対する理解、行動変容につながる食育等の推進（子供・大人向けの食育）　など

（参考）新たな基本計画における主な目標・KPI（2030年）

【目標】

食料自給率（カロリーベース）　38%（2023年）→　45%

農地面積　427万ha（2024年）→　412万ha

49歳以下の担い手　4.8万（2023年）を維持

＜生産コスト＞
米（15ha以上）　11,350円／60kg（2023年）→　9,500円／60kg
小麦（田）　10,400円／60kg（2023年）→　9,300円／60kg
小麦（畑）　7,700円／60kg（2023年）→　6,200円／60kg
大豆（田）　22,800円／60kg（2023年）→　18,000円／60kg
大豆（畑）　16,700円／60kg（2023年）→　14,600円／60kg

農林水産物・食品の輸出額　1.5兆円（2024年）→　5兆円
インバウンドによる食関連消費額　1.6兆円（2023年）→　4.5兆円

温室効果ガス削減量（2013年度比）　808万t-CO2（2022年度）→　1,176万t-CO2

【KPI】

＜輸出量＞

米　　4.4万ｔ（2023年）→　39.6万ｔ（生産量：791万ｔ（2023年）→　818万ｔ）
牛肉　0.9万ｔ（2023年）→　1.6万ｔ
豚肉　0.2万ｔ（2023年）→　0.2万ｔ
鶏肉　0.4万ｔ（2023年）→　1.0万ｔ
茶　　0.8万ｔ（2023年）→　1.5万ｔ

担い手への農地集積率　60.4％（2023年）→　７割

＜地域の方針策定に参画する女性農業者の割合＞

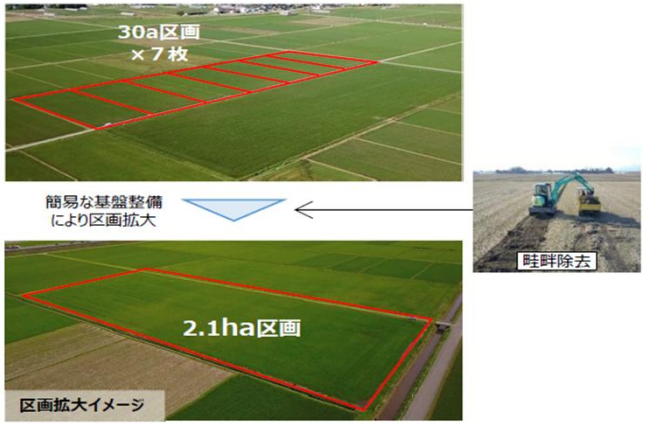
農業委員　14％（2023年）→　30％
農協役員　9.6％（2022年）→　20％
土地改良区理事　1.4％（2023年）→　10％

農林水産省ホームページ（食料・農業・農村基本計画）
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

農業構造転換集中対策における主な支援策

・ 新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進

○ 農地の大区画化等



・ 大区画化等加速化支援事業

○ 共同利用施設の再編集約・合理化


穀類乾燥調製施設


集出荷貯蔵施設



・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

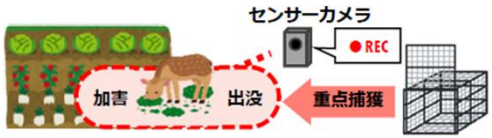
○ スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入


農薬散布用ドローン


自動操舵トラクター




GPSアシスト機能付き
田植え機



- スマート施設園芸展開推進事業
- スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
- 農地耕作条件改善事業（GNSS基地局の設置等）
- スマート捕獲等普及加速化事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）

○ 施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成


厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入、コールドチェーンの確立


産地リレー等による輸出向けロットの確保

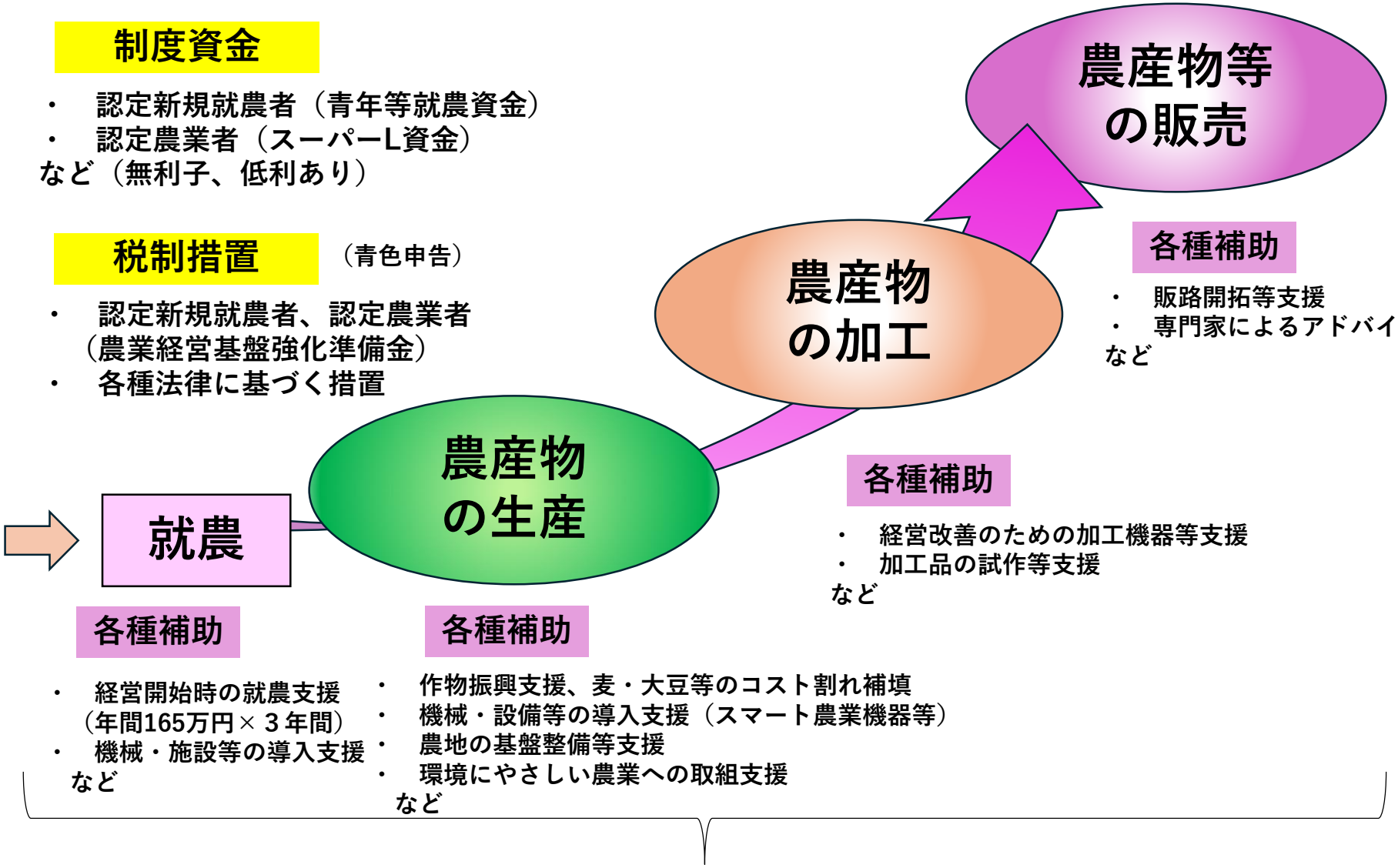

海外での販促活動


ジャパンブランドの確立


インバウンドを起点とした輸出拡大

- サプライチェーン連結強化プロジェクト事業
- グローバル産地づくり推進事業
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- 輸出環境整備推進事業
- ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業
- インバウンドによる食関連消費拡大推進事業

農業経営に対する主な政策支援



注：R9年度予算概算要求をベースに作成

（参考）第221回国会（令和8年特別会）
農林水産省提出法律案（抜粋）

（すべての法案が可決・成立）

○　農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

1　民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、農業者の資金需要の拡大等に対応できるよう、貸付上限額を引上げ

個人：4,000万円の範囲内で政令で定める額※以内（※ 政令で上限額を1,800万円と規定）
↳ ２億円の範囲内で政令で定める額以内

法人等：２億円以内
↳ ７億円以内

※　償還期限を、15年以内から20年以内（据置期間７年以内）に延長

2　貸付対象者に農林中金が主たる出資者等となっている法人等を追加

【令和８年４月24日成立】
施行日：公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

1　ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け

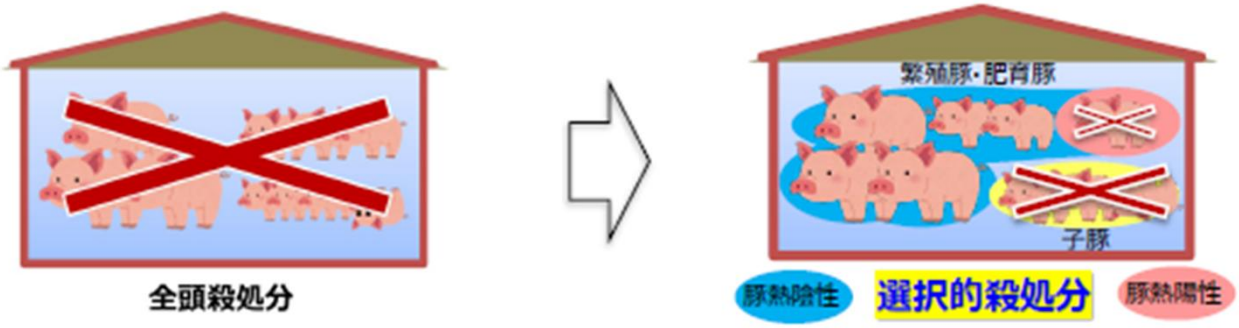
（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）



2　豚熱への効率的・迅速な対応

豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更　など



3　輸入禁止品への対応強化

AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化し、以下の手当を実施

輸入禁止品の販売等を禁止

家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

【令和８年５月15日成立】

施行日：公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

○　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案
～　通称　気候変動等対応品種法案　～

1　重要品種育成事業

- 国の基本方針に即して産官学が重要品種の育成計画を作成し、農林水産大臣が認定
- 重要品種の効率的な育成を図るため、先端的な研究設備の利用等に係る特例を措置
- 育成された重要品種について、品種登録出願を義務化

【認定のメリット措置】

① （国）農研機構の研究施設・設備の供用等（農研機構法の特例）
② 品種登録出願料等の減免（種苗法の特例）

2　重要品種種苗生産事業活動

- 国の基本方針を踏まえ、都道府県が、国と協議の上、基本計画を作成
- 都道府県の基本計画に即し、種苗生産者が生産計画を作成し、知事が認定
- 重要品種の効率的な生産を図るため、農地の利用調整等に係る特例を措置

【認定のメリット措置】

① 種苗生産関係者による地域計画の協議の場への参加の申出が可能（農業経営基盤強化促進法の特例）
② 種苗生産者と周辺農業者で結んだ栽培管理協定の効力が協定農地の継承者にも継続（承継効・民法の特例）
③ 計画内の農地について、農用地区域内農地への編入手続の簡素化（農振法の特例）　等

【令和８年７月17日成立】
施行日：公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○　種苗法の一部を改正する法律案

1　育成者権の存続期間の延長

・ 育成者権の存続期間（現行25年、永年性植物は30年）を10年延長

2　植物新品種の流出防止対策の強化

・ 品種登録出願中の保護
出願品種の種苗の輸出の差止めを行うことができる

・ 種苗の輸出目的の保管の制限
海外持出し（輸出）目的での保管（例えば輸出向けの倉庫での保管）にも育成者権の効力が及ぶこととする

・ 育成者権侵害に対する訴訟上の救済の強化
① 育成者権者の損害額（許諾料相当額）の算定の際に、侵害があったことを前提として通常の許諾料相当額よりも高い額とすることができる
② 実物の確認を要さずに当該名称の品種であると推定する規定を創設

・ 外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限

・ 種苗の貸渡し（リース）に関する保護の強化

【令和８年７月17日成立】
施行日：令和8年12月1日

○　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

1　多様化する流通実態の把握強化

・ 届出事業者の拡大
　米穀の出荷・販売業者に加え、加工・中食・外食の事業者を追加

・ 定期報告の義務化、罰則の強化
　届出事業者に対し、国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告を義務化　など

2　備蓄制度の見直し

・ 目的の見直し
　生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し

・ 民間備蓄制度の創設
　政府備蓄に加え、一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け

3　需要に応じた生産の促進

・ 生産調整方針の廃止
　米の需要減少を前提とした生産調整方針に関連する規定を廃止

・ 需要に応じた生産に係る責務規定の新設

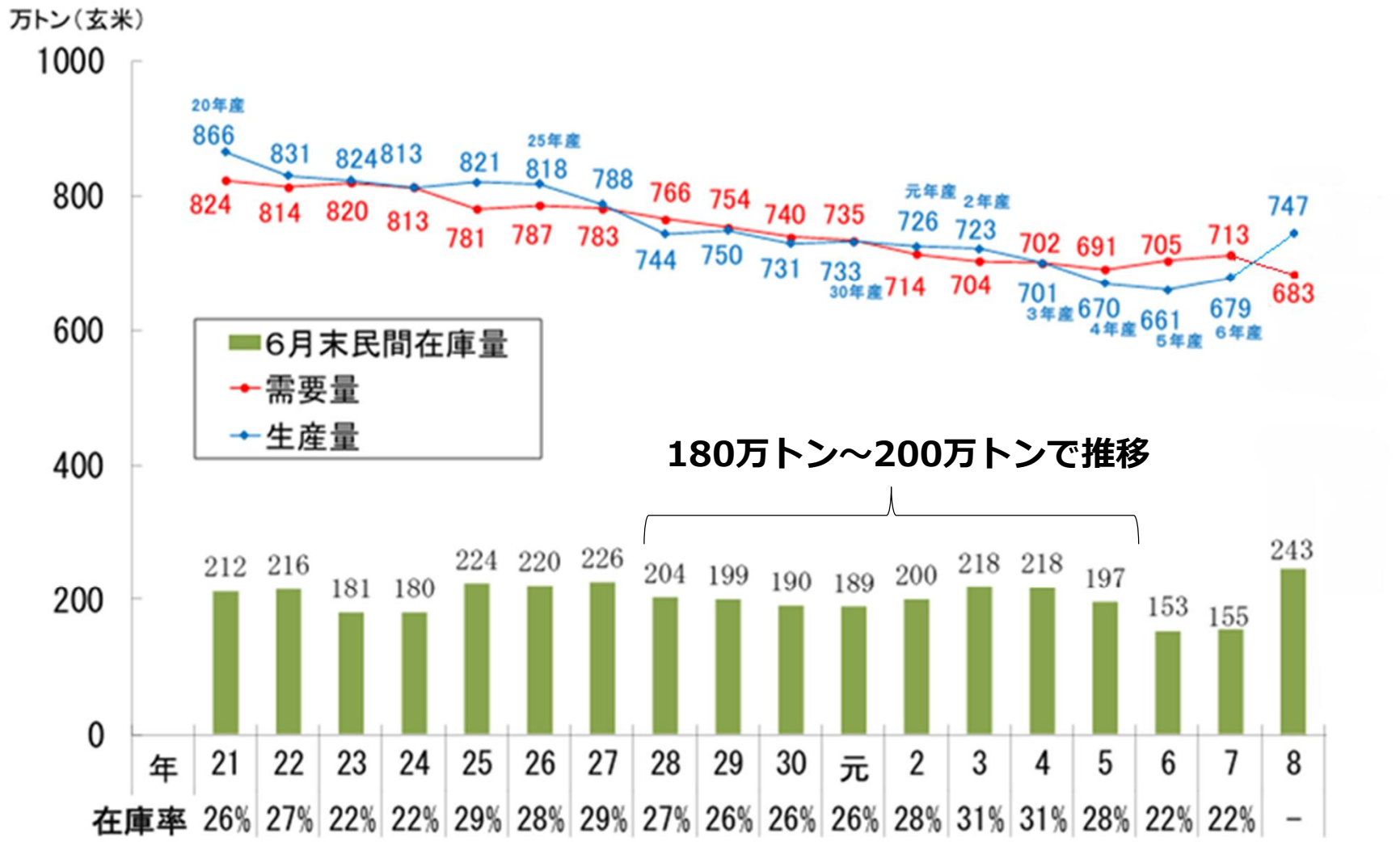
【令和８年７月８日成立】
施行日：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

最近の米の状況について

6月末の民間在庫量の推移

（米は秋に収穫されて販売開始。６月末頃が通常端境期）

- 経済事情により需要量は変動、直近の民間在庫は増嵩



令和7年～令和8年の主食用米の需給実績（速報値）

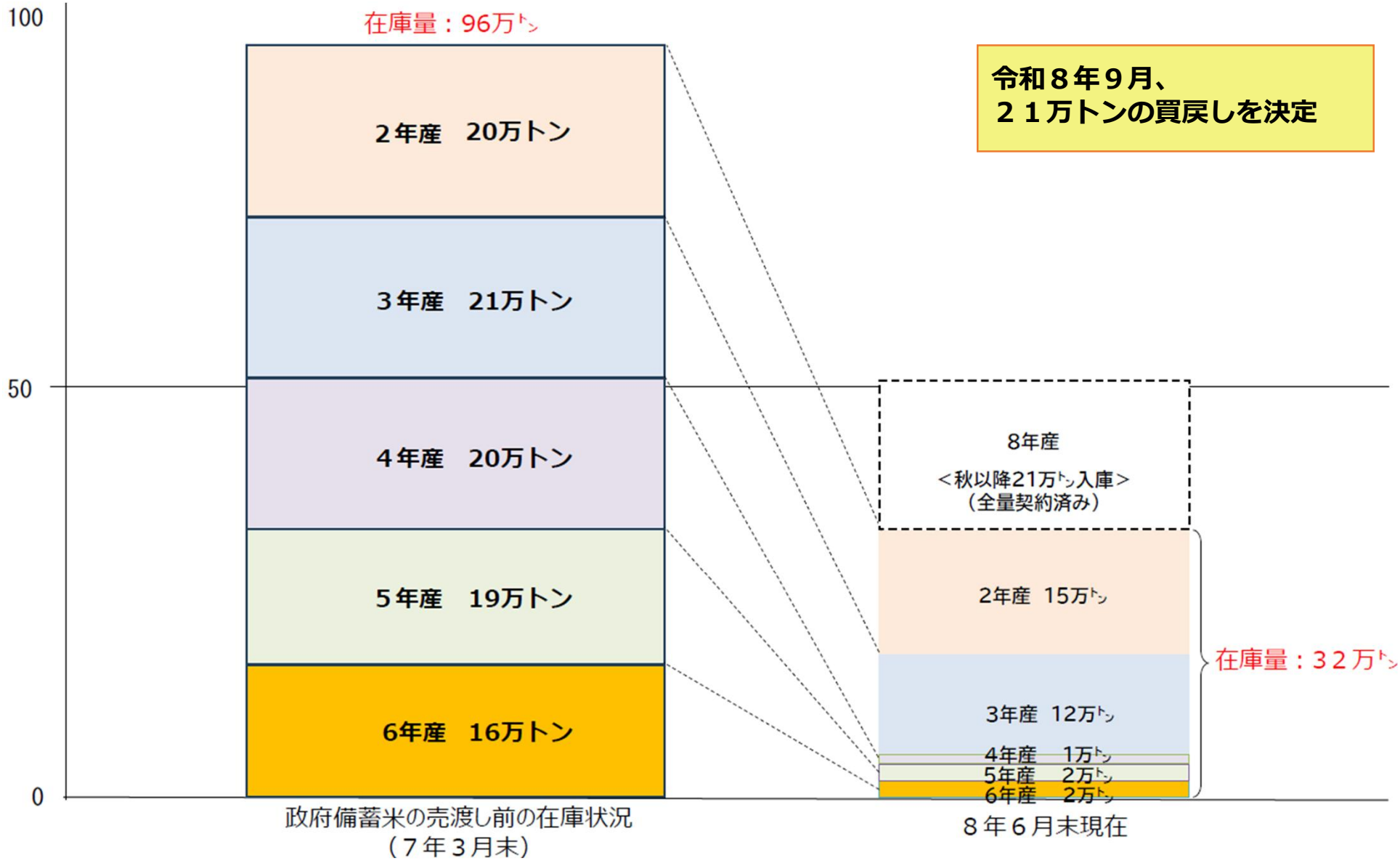
（令和7年7月～令和8年6月）

令和７年６月末民間在庫量①	１５５万トン
令和７年産主食用米の生産量②	７４７万トン （令和６年産６７９万トンに比べて、約１０万ha、６０万トン強の増）
政府備蓄米供給量③	２３万トン
主食用米供給量（④＝①＋②＋③）	９２５万トン
主食用米需要量⑤ （令和７年７月～令和８年６月）	６８３万トン
令和８年６月末民間在庫量（④－⑤）	２４３万トン

令和７年３月以降、
政府備蓄米を５９万トン販売

※　「米穀の需給と価格の安定に関する基本指針」（令和８年７月公表）から抜粋

（参考）政府備蓄米の在庫状況



令和8年～令和9年の主食用米の需給実績（速報値）

（令和8年7月～令和9年6月）

令和８年６月末民間在庫量①　　２４３万トン

令和８年産主食用米の生産量②　　７４１万トン

令和8年産水稲の作付面積及び9月25日現在の予想収穫量（令和8年10月13日公表）による主食用米の予想収穫量

（令和７年産７４７万トンに比べて、約７千ｈａ、６万トンの減）

主食用米供給量（③＝①＋②）　　９８４万トン

主食用米需要量④
（令和８年７月～令和９年６月）　　６９３万トン～７１１万トン

令和９年６月末民間在庫量（③ー④）　　２７３万トン～２９１万トン

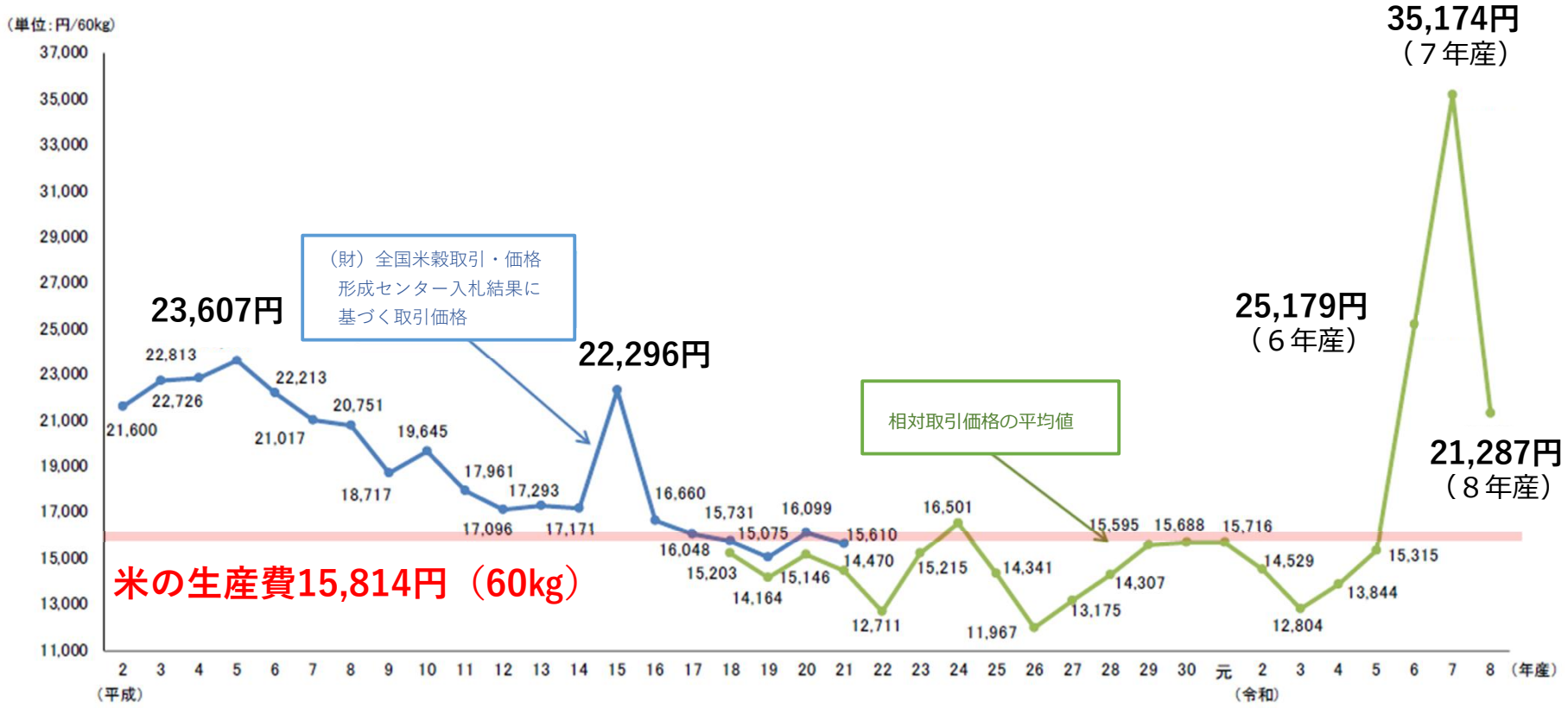
（政府備蓄米の買戻し２１万トンを引いた令和９年６月末民間在庫数量　２５２万トン～２７０万トン）

※　「米穀の需給と価格の安定に関する基本指針」（令和８年９月公表）から抜粋

価格は通常、需要と供給のバランスで決まる

- 令和６年産以降、高温障害等で精米が不足、インバウンド需要の増
  買い込み需要の増も影響し、集荷競争の激化で、取引価格が急上昇

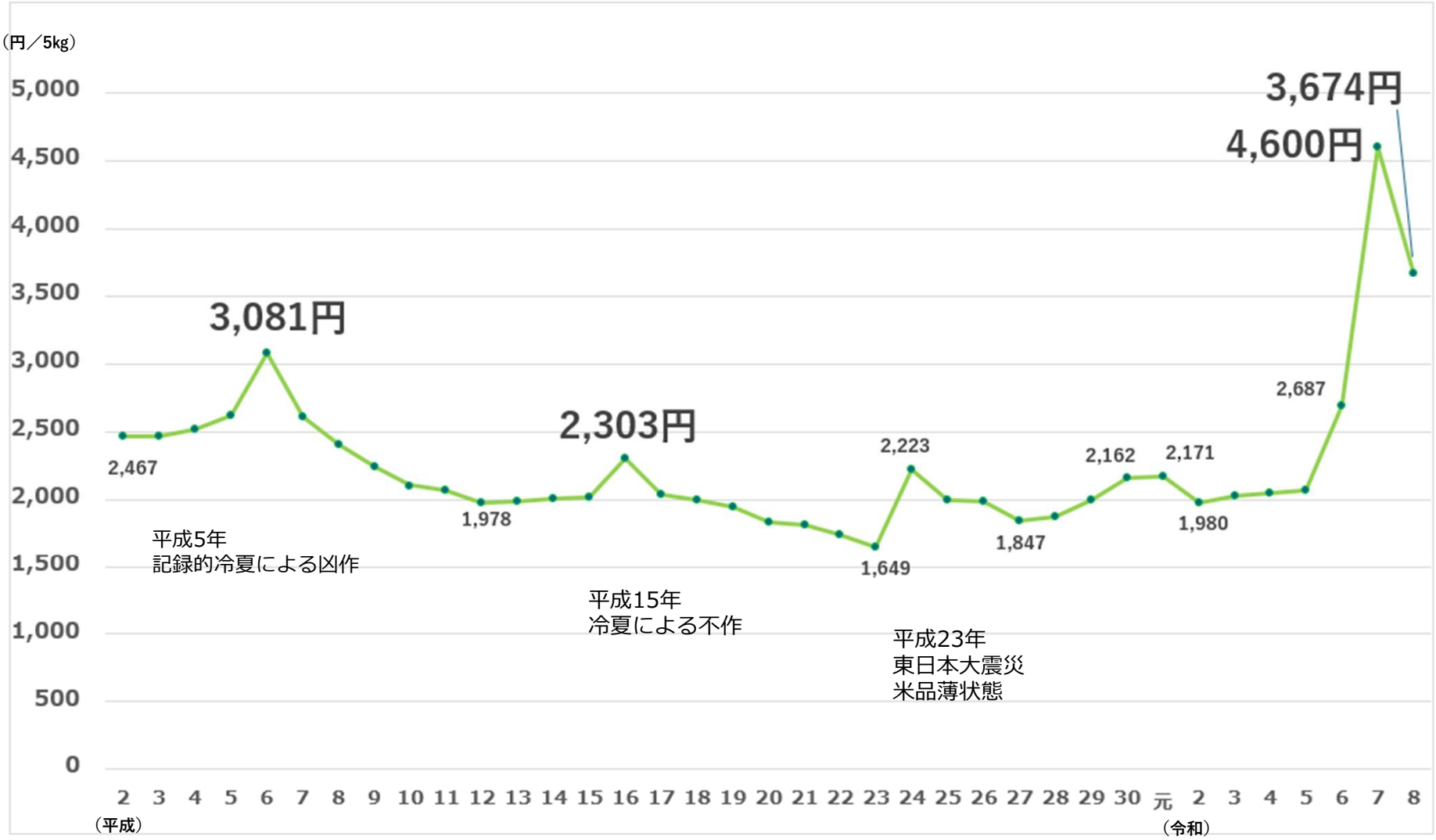
※　米も商品であり、生産するには、
　　肥料、機械等の物財費や労働費等がかかる　→　農業経営の持続性



注：年産別平均価格（令和７年産及び令和8年産は、出回りから令和８年９月までの速報値）
※　米の生産費は、令和６年産のデータ（全算入生産費）

（参考）店頭での精米価格（５kg）の推移

（総務省小売物価統計調査に基づき作成）



出展：総務省統計局の小売物価統計調査（動向編）

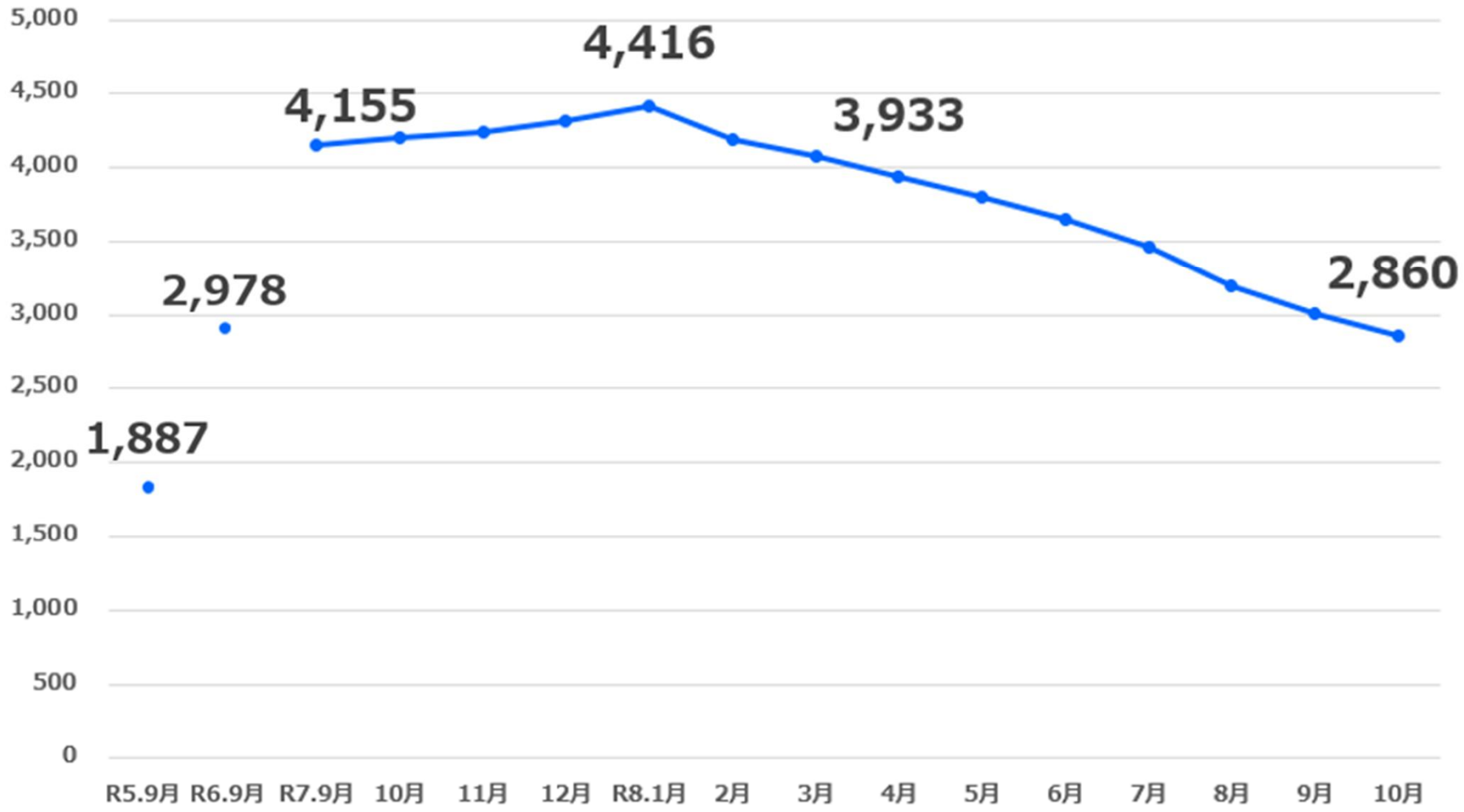
注：主要品目の都市別小売価格-都道府県庁所在市及び人口15万以上の市
うるち米(単一原料米,「コシヒカリ」以外)

※令和８年は、９月の精米価格
令和７年までは、年平均の精米価格

（参考）最近の店頭での精米価格（５kg）の推移

（POSデータに基づき農林水産省が作成）

（円／5kg、税込）



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成のものを鹿児島県拠点で編集
注：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである

（参考）「ごはん」と「ぱん」の比較（試算）



茶わん一杯（例：65グラム）



食ぱん２枚（例：120グラム）

カロリー	**234 kcal**	**298 kcal**
価格	**約50円** （例：3,500円／5kg）	**約150円** （例：400円／一斤、国産小麦）

米のコスト指標

（令和８年４月：公益社団法人米穀安定供給確保支援機構公表）

米のコスト指標について（解説）

【趣旨・目的】

○ 食料システム法では、食料全般の取引を対象として**「費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応じること」等の努力義務**が課され、この努力義務が果たされているかの判断基準（協議の速やかな開始、協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと等）に基づき指導・助言等の措置が講じられる。

○ 同法に基づき、指定飲食料品等（米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆）について、農林水産大臣が認定した団体によりコスト指標が作成・公表されると、**取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用**することが可能となる。

○ これにより、**費用を考慮した取引が行われることを通じて、米を含む食料の持続的な供給の実現を図る**。

【コスト指標の活用】

○ **取引価格は需給状況や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定**されるもの。

○ 実際の取引の場においては、**必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定**。また、取引では自らの利潤やブランド力も加味した交渉が必要。
（地域別・地帯別等の作成は、各産地の実状を踏まえ、それぞれの産地で対応を検討。）

○ 米においては、生産者が買い取りを行う事業者に対して直接交渉する場合や、集荷業者や卸売業者がそれまでの各段階で増加したコストを踏まえた交渉が行われることを想定。

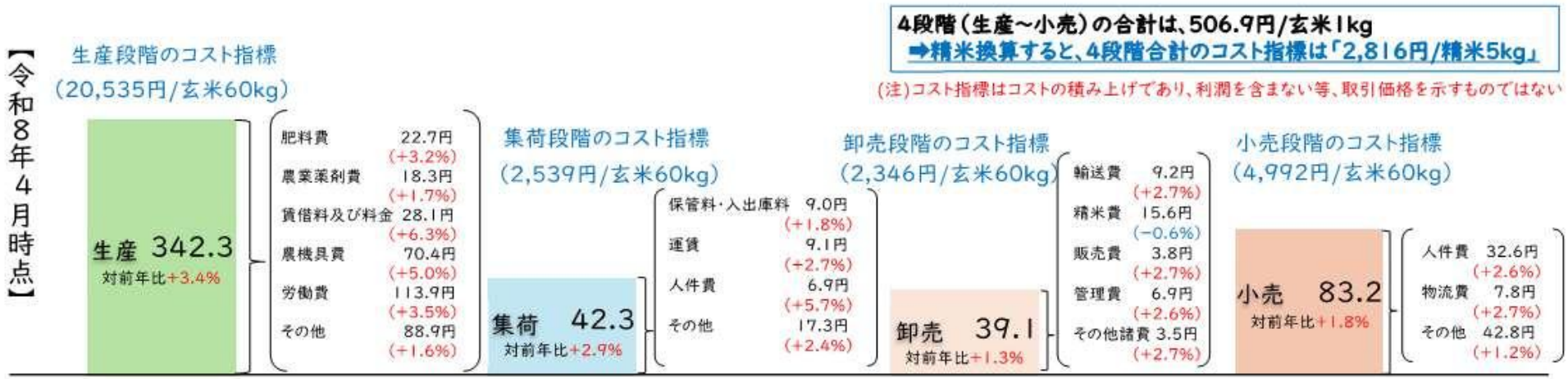
○ 消費者に対しては、生産から販売までの各段階の果たす役割や、各段階でどれくらいのコストがかかっているのかが周知されることが重要。

○ **コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まない**もの。また、**取引における価格を約束するものではなく、取引において参照される指標である**。

※公益社団法人　米穀安定供給確保支援機構HPより

米のコスト指標（令和8年4月7日公表）

（円/玄米1kg）（税込）
（玄米から精米の歩留まりを0.9とする）





注 四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

※公益社団法人　米穀安定供給確保支援機構HPより

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み（抜粋）

スケジュールについて

○　新たな水田政策は、**令和９年度から開始することを基本とする。**

○　今後、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**

○　ただし、**秋播き麦**の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討する。**

（参考）食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日 閣議決定）（抜粋）

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	―	―
	うち業務用米	―	当面、単収向上等の支援を検討 （業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物		
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 （環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	－	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援 （中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	－	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 （多面的機能支払交付金の見直し）

3

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

○　農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**
地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

（別紙）中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

○　**中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図る**とともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、**多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。**

１．田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

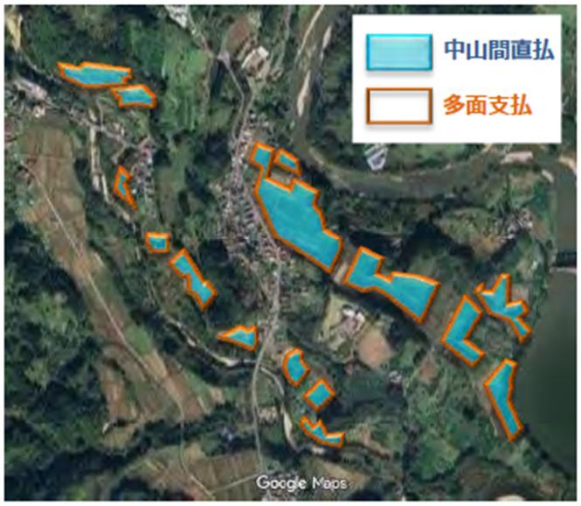
※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

２．中山間直払と多面支払の実施イメージ

中山間直払のみ実施している場合



両支払を一体的に実施している場合



３．中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）



新たな環境直接支払交付金

○　**環境負荷低減の取組を広げる**ことは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。**このため、**環境直接支払交付金は、**

① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。

② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とする。

③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

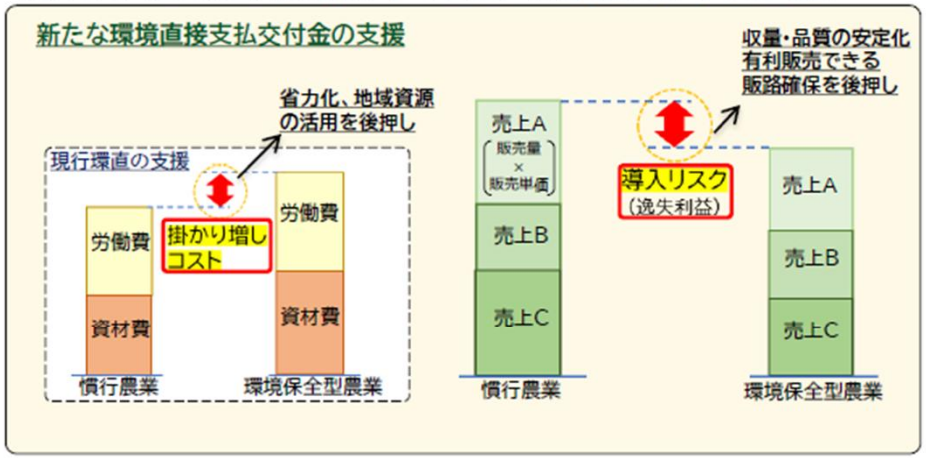
◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

（1）支援の考え方

・ みどり認定農業者を対象とする。

・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク（逸失利益）：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



・事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施

① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）

② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）

③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（2）支援対象取組（案）

支援内容（例）

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援


バイオ炭　等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援


堆肥　等

（3）支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え

② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進

主食用米等の需要に応じた生産への対応（メモ）

○　プロダクトアウトではなく、**マーケットイン**の考え方で、
　農業者・農業者団体を主体とした、
　主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆など
それぞれごとの**需要に応じた生産**を推進。
（例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用米需要者（飲食品等）の原料は、鹿児島県内で生産するなど）

○　**農業者・農業者団体**は、**販売の見通し、在庫状況等を踏まえ、主食用米等の生産をどの程度にするのか**を決めることが適当。
　現場では、多様な取引形態がある中で、
・　**事業者等と直接取引**をされている方は、**自らの販売の見通しや在庫状況等を踏まえ**て、
・　**農協等に委託販売**をされている方は、**農協等と相談**して、
令和８年産の米の生産量、作付面積をどの程度にするのかを決める。

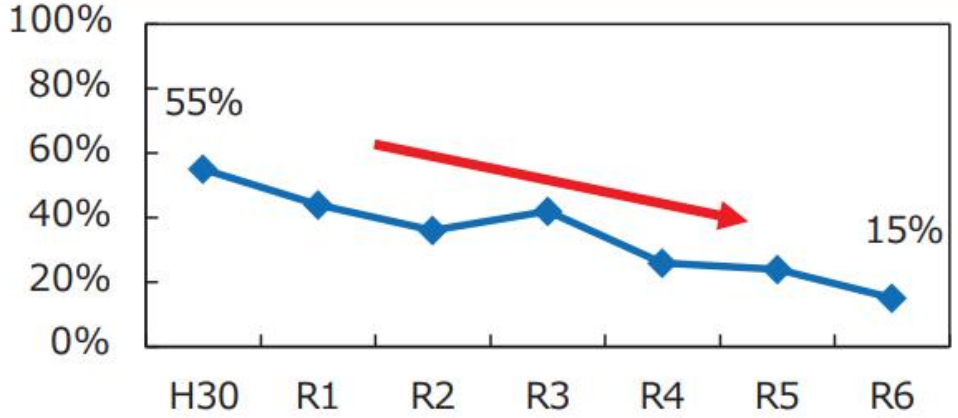
○　**加工用米等の出荷団体**は、**傘下の農業者に加工用米等の需要を踏まえた生産を推進。**
　行政、農業再生協議会は、**需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報**があれば、
それを**農業者・農業者団体に提供**するなど、需要に応じた生産を支援。

○　５年先、10年先を見据えて、米の需要に応じた生産を継続することができるよう、**安定した生産体制の構築。**（例えば、集落営農、サービス事業体も）
　地域計画の毎年の話し合いの中で議論するなどにより、将来方向を明確化。

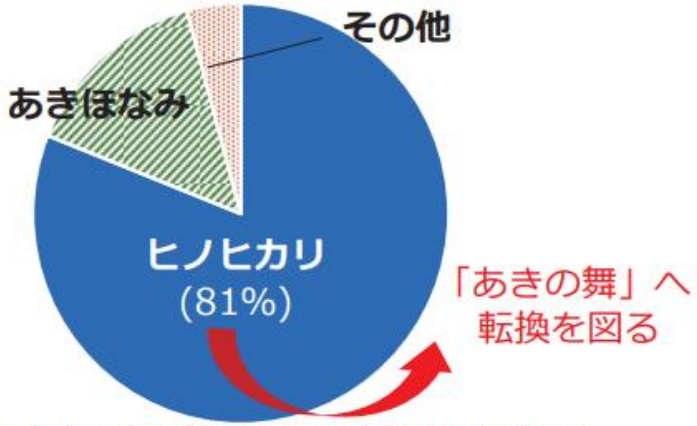
○　地球温暖化等に対応し、
ヒノヒカリに替わる**高温に強く、品質も良い「あきの舞」**の普及。

新しい品種（「あきの舞」）の普及

【現状】夏季の高温などにより主力品種「ヒノヒカリ」の品質は低下傾向



本県産「ヒノヒカリ」の一等米比率
※農林水産省公表(R6年12月31日時点)



本県産普通期水稲の作付比率(R6)
※県農産園芸課調べ

おいしい

○「ヒノヒカリ」と同程度の良食味



＜食味アンケート結果※＞
- ○　もちもちしている
- ○　甘みがあって美味しい
- ○　粒感がある　など

※令和６年10月,消費者を対象に実施
※個人の感想です

高品質

○暑さに強く，暑い夏でも外観品質が低下しにくい



- ○　暑さによる品質低下は，食味の低下につながります
- ○　「ヒノヒカリ」よりも少し粒が大きいです

（参考）あきの舞の作付面積

令和6年産　　2ha

令和7年産　328ha

農地・農業を次代に引き継いでいくための地域計画の推進

- 担い手が効率的に営農できるように、農地を集約
- 担い手がみつからない、引き受けられないなどの空白地帯を明確化
- 農地利用上等の課題を明確化



協議の場の様子（喜界町）

農業委員会が作成した目標地図の素案を見ながら、
- 現在、どの農地が作付されていて、
- どの農地が作付されていないのかを確認。

- 作付されていない農地の所有者は誰か、
- 今後、誰が作付するのか、後継者はいるのか、
- 後継者がいない農地は誰が担うのか

などについて議論。



鹿児島県における市町村別の地域計画策定状況
（令和7年3月末現在）

地域計画策定数	平均農地面積(ha)
660	145

市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数	市町村	策定数
鹿児島市	76	日置市	46	長島町	11	宇検村	4
鹿屋市	21	曽於市	18	湧水町	14	瀬戸内町	9
枕崎市	4	霧島市	21	大崎町	24	龍郷町	8
阿久根市	12	姶良市	19	東串良町	15	喜界町	9
南九州市	35	いちき串木野市	30	錦江町	15	徳之島町	9
出水市	12	南さつま市	11	南大隅町	11	天城町	4
指宿市	22	志布志市	19	肝付町	10	伊仙町	10
西之表市	10	奄美市	8	中種子町	9	和泊町	21
垂水市	8	三島村	1	南種子町	8	知名町	17
伊佐市	13	十島村	7	屋久島町	6	与論町	3
薩摩川内市	28	さつま町	19	大和村	3		

地域計画の意義（メモ）

○　**消費者の皆さん**にとっては、**生きるために必要な農作物の生産の基礎となる農業現場の情報**を知る機会




○　**食品業界の皆さん**にとっては、**自社の事業に必要な原料の調達に関係する情報**を知る機会




○　**農業者の皆さん**にとっては、**自分の営農を効率化**するために必要なこと、**自分がリタイアするときの農地の扱い、当該地域の農業上の課題などについて、話し合い整理**する機会



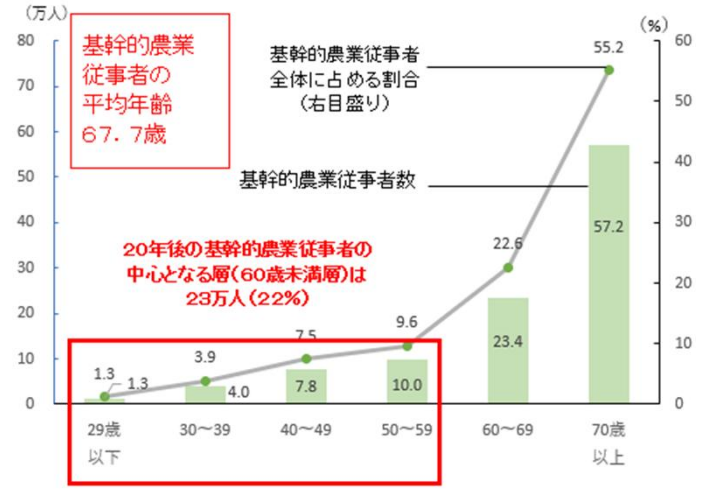



○　**農業協同組合など**にとっては、**農作物の集出荷の計画との関係で、組合員の農地の利用、農作物の栽培方法などについて話題**にする機会

○　**自治体**にとっては、**農業振興を図る上で不可欠な農地の利用、農作物の生産の現状、将来の在り方などについて話題**にする、**施策に関する情報提供**をするなどの機会

○　**国**にとっては、**食料安全保障、日本農業の持続的な発展などの政策目標を達成するためのベース**となるものであり、**地域農業の課題を把握**する機会







① 地域計画は、毎年、関係者が内容を確認し、ブラッシュアップ（情報を更新）

（その際、例えば、次のことを話題にして計画に盛り込むことも考えられる。）

- **誰がどの農地を利用しているか？**

  → 農地を集約するとすればどうするか？（利用調整など）

- **そろそろリタイアを考えている者はいないか？**

  → その農地をどうするか？（農地バンクを通じた担い手への集約、農業サービス事業体への作業委託、集落営農の立ち上げ、他産業との協業など）

- **相続未登記の農地はないか？**

  → 誰に伝えて手続をお願いすればよいか？（農業委員等へ相談など）

- **農地の利用上の課題はないか？**

  → 農作物の生産、水管理、草刈り、水路清掃、鳥獣被害などの現状はどうか？

  （基盤整備事業（or大区画化等加速化支援事業）等を活用した圃場の大区画化、施設の補修、共同作業の在り方など）

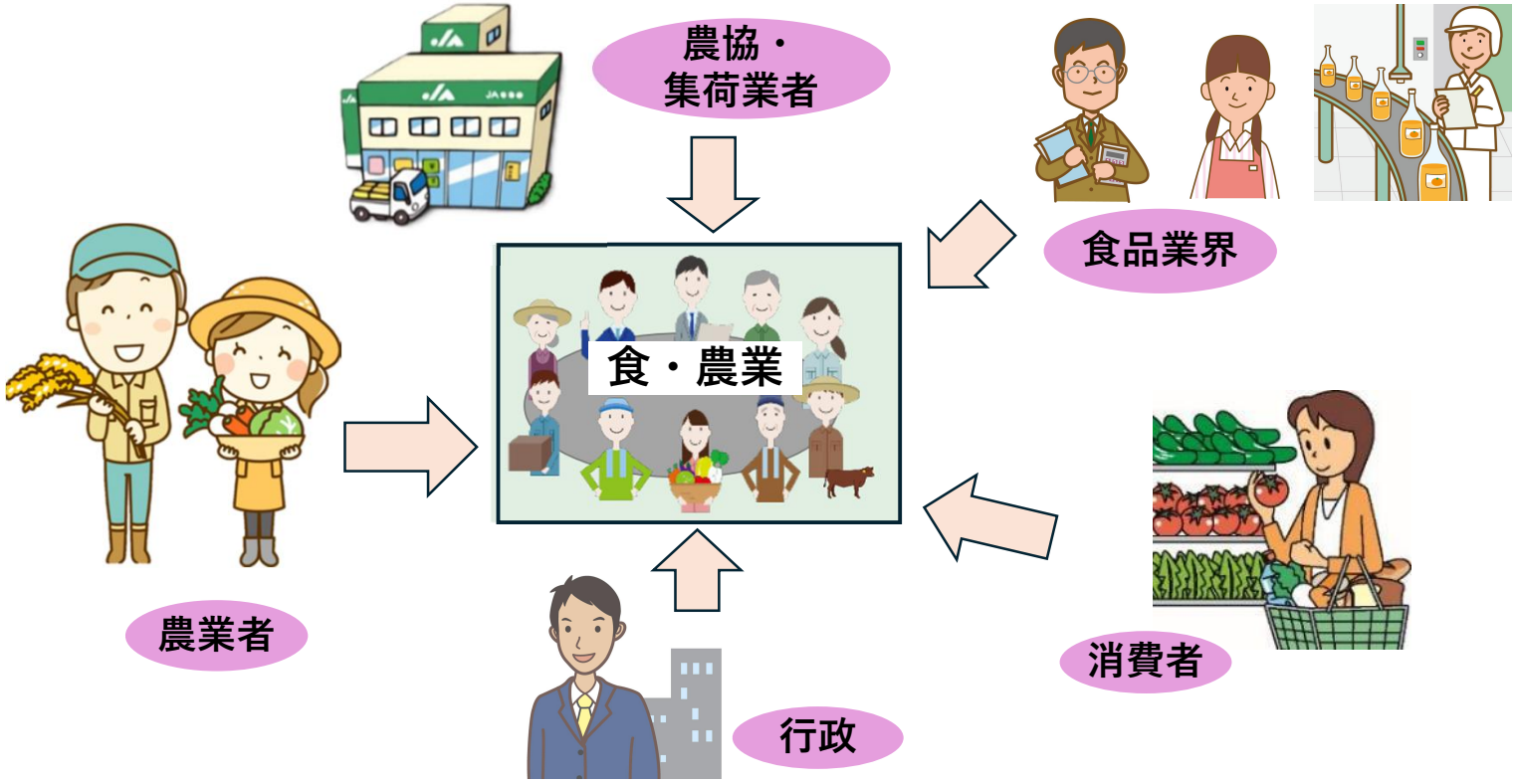
- **農作物の生産体系はこのままでよいか？**

  → 化学肥料等の削減、有機栽培を広げる場合どうするか？

  （ゾーニング、生産組織の立ち上げなど）

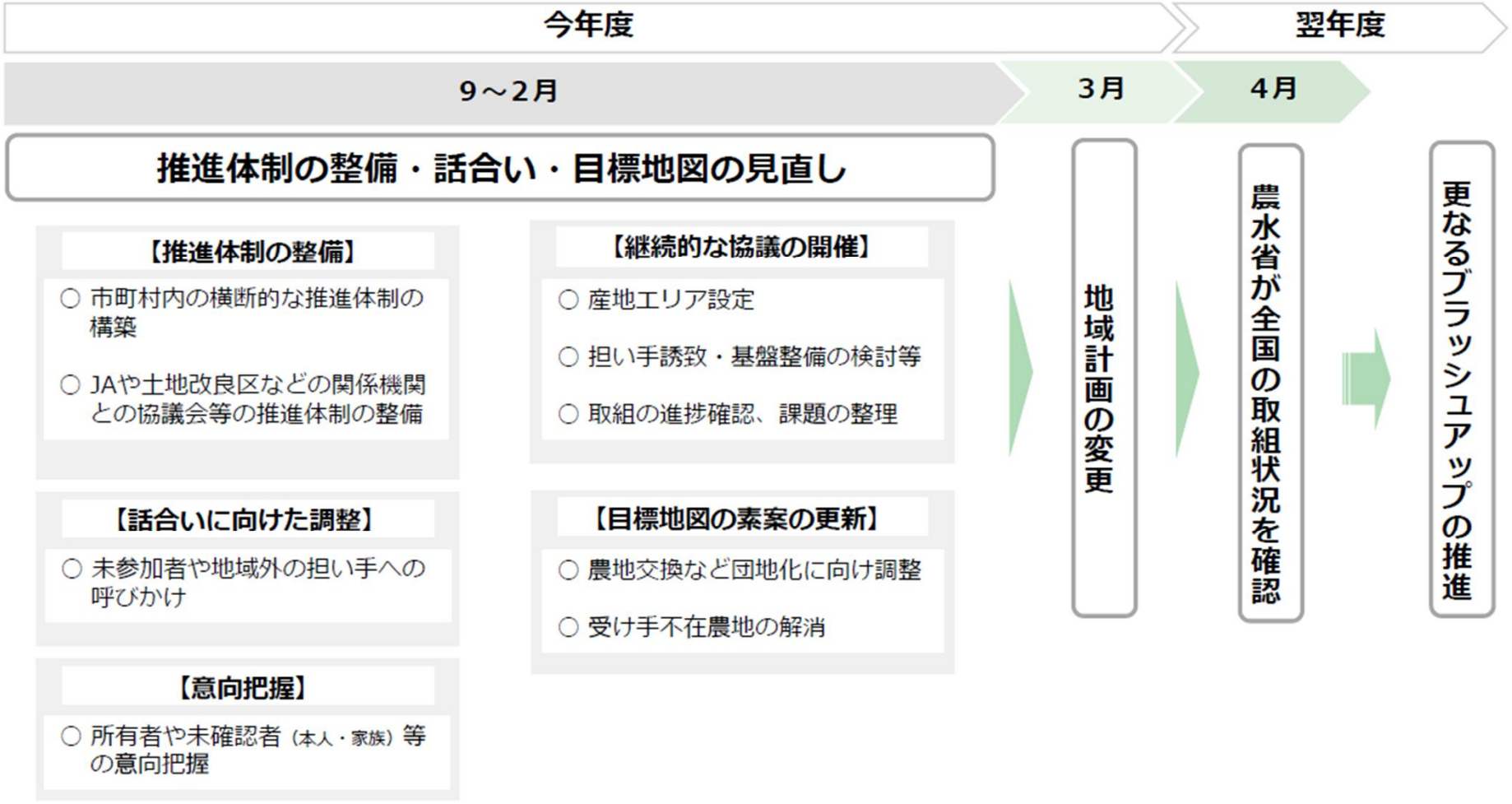
②　農業者以外の方にも情報提供し、農業に関心を持ってもらう

- 地域では、どのような作物が生産されているのか、生産を継続するためにはどのような課題があるのかなどについて、関心を持ってもらう
- 関心の高い方（消費者、取引先など）には声をかけて、農作物の生産、環境美化の共同作業などの取組に参加してもらう



（参考）地域計画のブラッシュアップの進め方

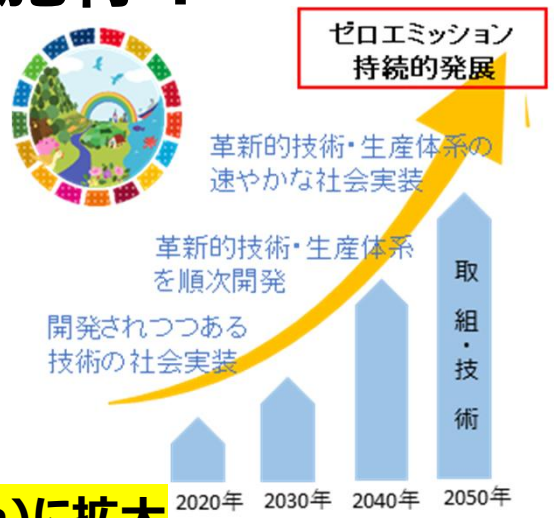
- **地域計画は一度策定して終わりではなく、随時（年1回以上）ブラッシュアップをしていくことが重要です。**
- **ブラッシュアップに向け、関係機関と調整を進め、取り組みを進めましょう。**



環境と調和のとれた食料システムの確立
～　環境にやさしい農業と地産地消が大切　～

地球温暖化等の課題に対応するため、2050年を目標に、「みどりの食料システム戦略」を策定！（令和3年5月）

令和4年に、「みどりの食料システム法」を施行！



- 農林水産業の**CO2ゼロエミッション化**の実現

  （注）CO2ゼロエミッション化とは、2050年までに化石燃料起源のCO2排出量をゼロにすること。

- **化学農薬の使用量（リスク換算）**を**50%低減**

  （基準：リスク換算値23,330（2019年）⇒ 実績：リスク換算値19,839（2023年現在）約15.0%減）

- **輸入原料や化石燃料を原料**とした**化学肥料の使用量を30%低減**

  （基準：90万トン（2016年）⇒ 実績：68万トン（2023年現在）約25.0%減）

- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**

  （基準：2.35万ha（2017年度）⇒ 実績：3.45万ha（2023年現在）約0.8%拡大）



経済

持続的な産業基盤の構築

- **輸入から国内生産への転換**（肥料・飼料・原料調達）
- 国産品の評価向上による輸出拡大

など



社会

国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大

- 生産者・消費者が連携した**健康的な日本型食生活**
- 地域資源を活かした地域経済循環

など



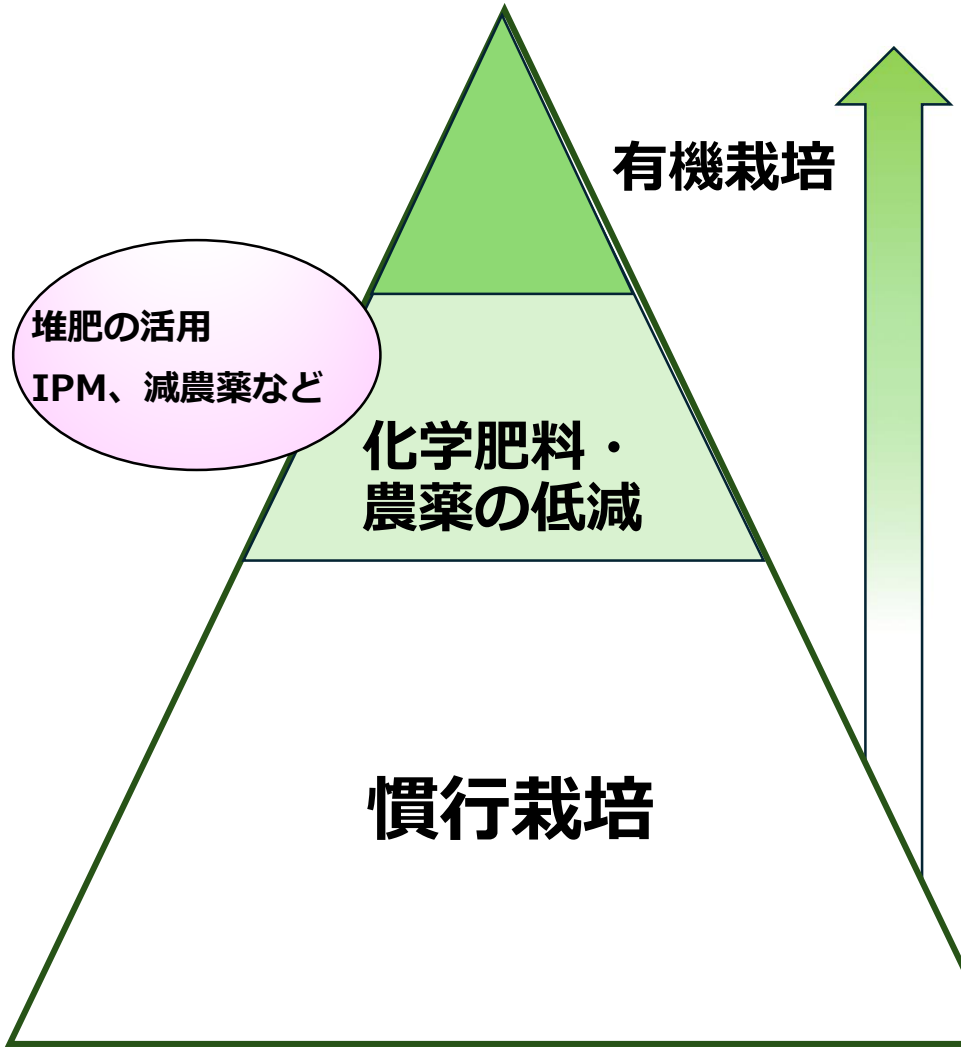
環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- **環境と調和した食料・農林水産業**
- 化石燃料からの切替による カーボンニュートラルへの貢献

など

（参考）地域の実情を踏まえた環境にやさしい農業への転換の考え方

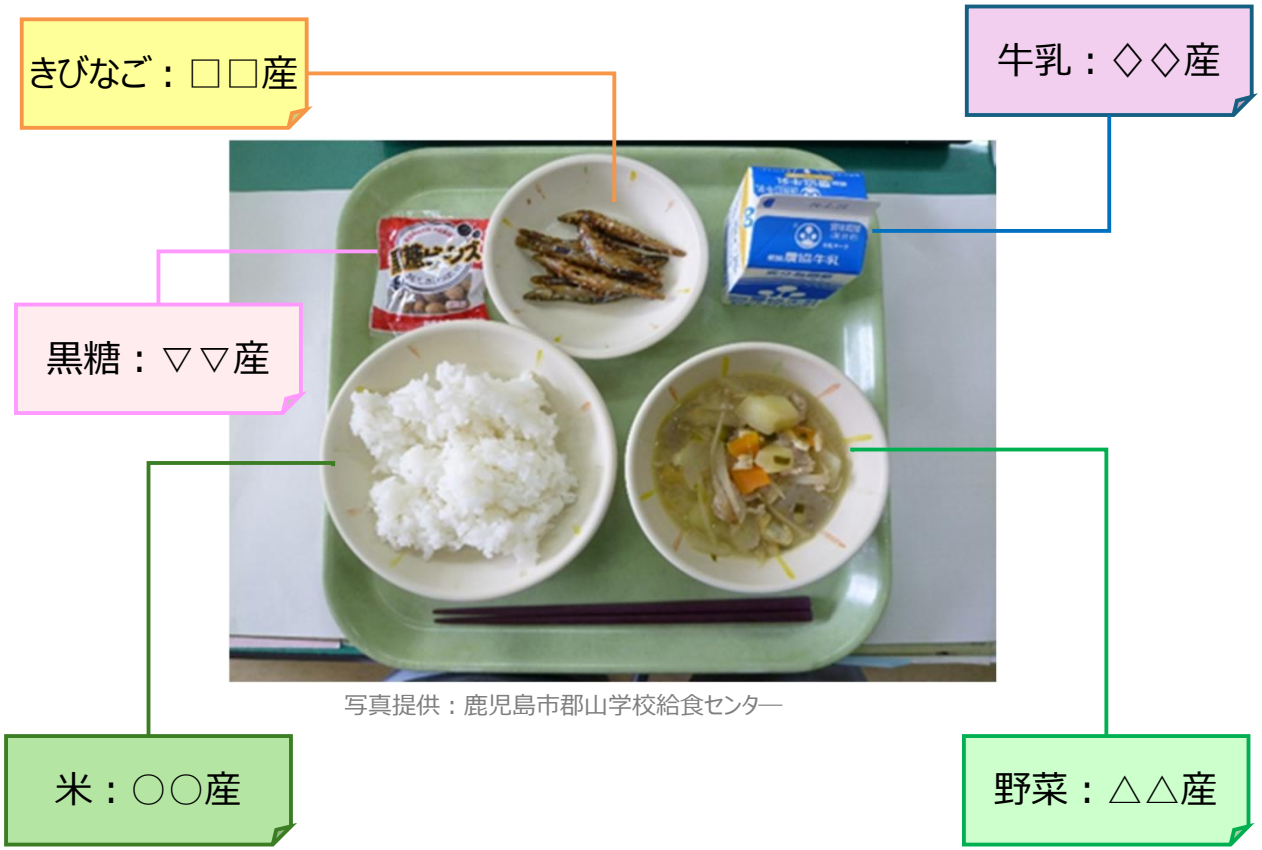


- みどりの食料システム戦略では、化学肥料・農薬の使用量の低減、有機農業の拡大を推進。
- **環境負荷低減**に取り組みつつも、**農業所得を十分に確保し、農業経営を継続**できることが大切。
- **地域の風土、作物の特性**なども踏まえ、まずは、**できることから始める**ことが適当。

鹿児島県内で作られたものを食べると、地産地消！

例えば、学校給食、外食、家庭の食卓・・・

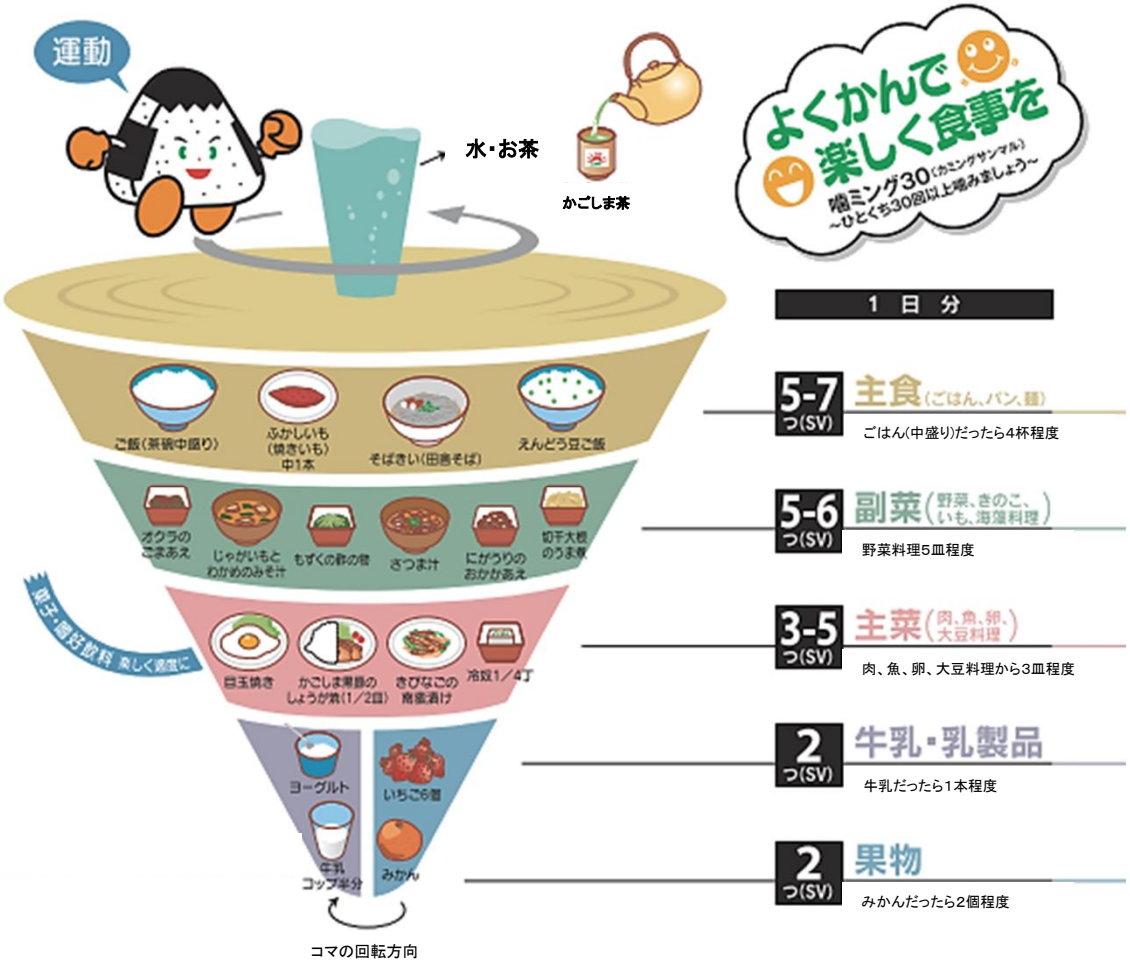
今日のメニューの「食材」は、
「何」だろう？　「どこで作られている」んだろう？
「どんな栽培方法」なんだろう？



写真提供：鹿児島市郡山学校給食センター

人間の身体は、水と食べ物で出来ている！

主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の５つのグループ
まんべんなく、コマの形になるように（上の方にあるグループほどしっかり）食べると、食事バランスはOK！





写真提供：鹿児島県栄養士会

食事バランスガイド（かごしま版）

料理例など
詳しく知りたい方は、
こちらから

資料：鹿児島県

米を中心とした日本型食生活も必要！　→　子供･大人の食育

（参考）有機農業等を広げるための主な政策支援

（みどりの食料システム法）

制度資金

- 農業改良資金の特例（無利子）
- 新事業活動促進資金（低利融資）など

税制措置

（青色申告）

- みどり投資促進税制（特別償却）
  所得税・法人税

消費

各種補助

- 学校給食での利用（食材調達など）※
- 環境教育、食育の推進（セミナーなど）
- 域外の消費地との連携（消費拡大など）※

など

みえるらべる
環境負荷低減の
取組の見える化

流通

各種補助

- 農業者と事業者のマッチング（PR販売など）※
- 物流の効率化（機械、施設の整備など）
- 有機農産物の加工品の製造（機械、施設の整備など）
- オーガニックプロデューサーの派遣（販売戦略の提案・助言など）

など

Jクレジット
温室効果ガスの排出・
吸収量をクレジット化

生産

各種補助

- 新たな栽培技術の実証※
- 有機農業への転換（初年度20,000円以内/10a）
- 環境保全型農業直接支払交付金（有機14,000円/10aなど）
- 環境負荷低減に資する機械、施設の整備
- 人材育成（農業者向け研修など）

など

農林水産省の
全ての補助金等に
「みどりチェック」
あり

生産から消費まで、一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組

オーガニックビレッジ※

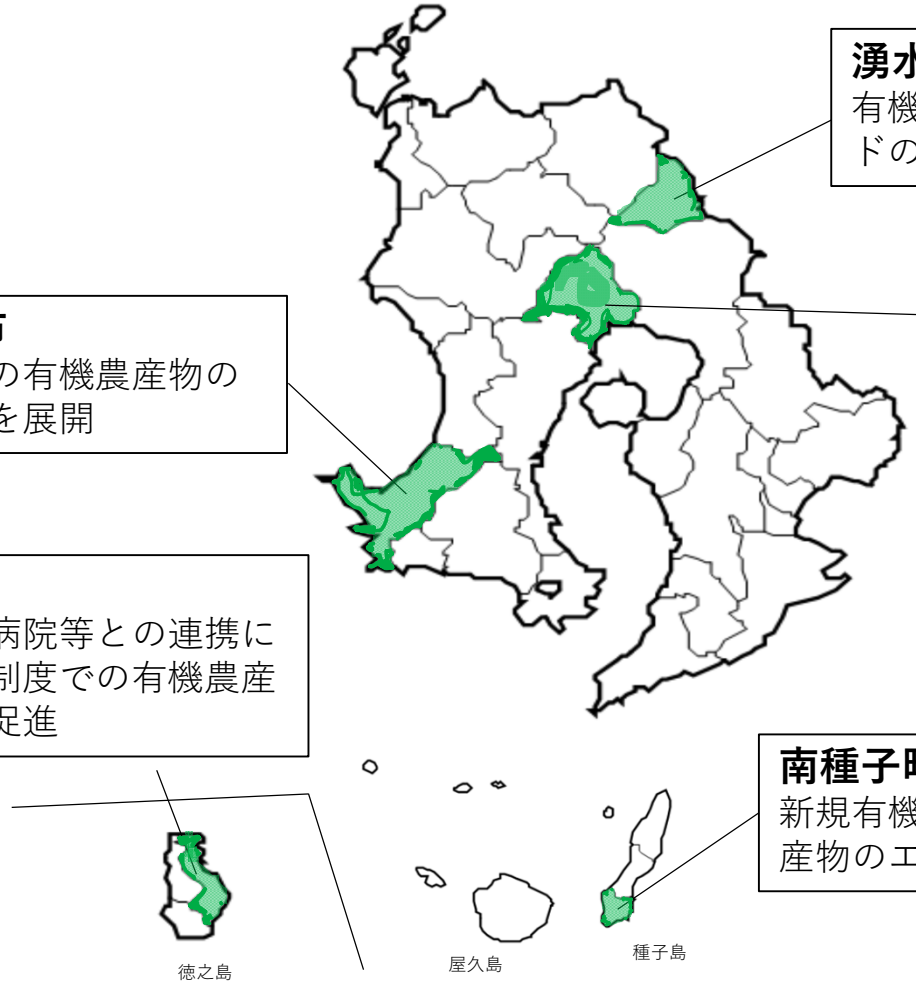
各種補助

- １年目　有機農業実施計画（検討会の開催・試行的な取組）（上限1,000万円）
- ２年目　計画に基づく取組の実践（上限800万円）　など

◎　産地と消費地が連携した消費拡大の取組（上限200万円を加算）

注：R8年度予算をベースに作成

「オーガニックビレッジ」宣言をしている鹿児島県の自治体は、５市町！



湧水町
有機栽培による国産アーモンドの生産確立を目指す

姶良市
認定農業者の４分の１を有機農家が占める有機農業の町。
有機野菜を食材として提供する飲食店の増加を目指す

南さつま市
学校給食への有機農産物の納入の取組を展開

徳之島町
小中学校や病院等との連携により、給食制度での有機農産物の利用を促進

南種子町
新規有機農家の増加や地元有機農産物のエシカル消費を推進

※令和７年２月７日時点で、**鹿児島県は５市町**

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- 化学肥料・化学農薬の使用低減などの栽培情報を用いて、温室効果ガス削減への貢献の度合いを、星の数で表示。

（米の場合の例）

生物多様性保全への配慮

＜取組一覧＞

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減（5割以上10割未満）	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★　：取組の得点1点
★★：〃　2点
★★★：〃　3点以上

見 る × 選べる
≫
みえるらべる



【鹿児島市の店舗の様子】



（参考）「みえるらべる」の対象品目

	露地栽培のみ対象	施設栽培のみ対象	露地栽培も 施設栽培も対象
穀物	米		
野菜	ほうれんそう、白ねぎ、たまねぎ、 はくさい、キャベツ、レタス、 だいこん、にんじん、 アスパラガス	ミニトマト、いちご	きゅうり、なす、トマト、 ピーマン
果実	りんご、日本なし、 もも		温州みかん、ぶどう
いも	ばれいしょ、かんしょ		
その他	茶		

農林水産省ホームページ（見つけて！農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html#mieruka_join

（参考）鹿児島県における「みえるらべる」の取得状況

令和８年１０月現在、６組織、７品目で「みえるらべる」を取得！

組織名	市町村名	品目	等級情報	
			温室効果ガス削減	生物多様性保全
まるよし農産工業	阿久根市	米	★★★	★★
株式会社Farmers Villa Ume	志布志市	ピーマン	★★★	–
アグリ福ちゃん	薩摩川内市	かんしょ	★★★	–
		白ネギ	★★★	–
		にんじん	★★★	–
		きゅうり露地	★★★	–
		なす露地	★★★	–
ドリームファーム株式会社	伊佐市	白ネギ	★★★	–
岡山フードサービス株式会社	南九州市	かんしょ	★★★	–
霧島市立国分中央高等学校	霧島市	米	★★★	★★

みどりの食料システムの実現に向けた九州農政局鹿児島県拠点の取組（令和８年度）

「みどりの食料システム戦略推進鹿児島ネットワーク」の会員等の皆さんの取組を支援するためのイベントを企画

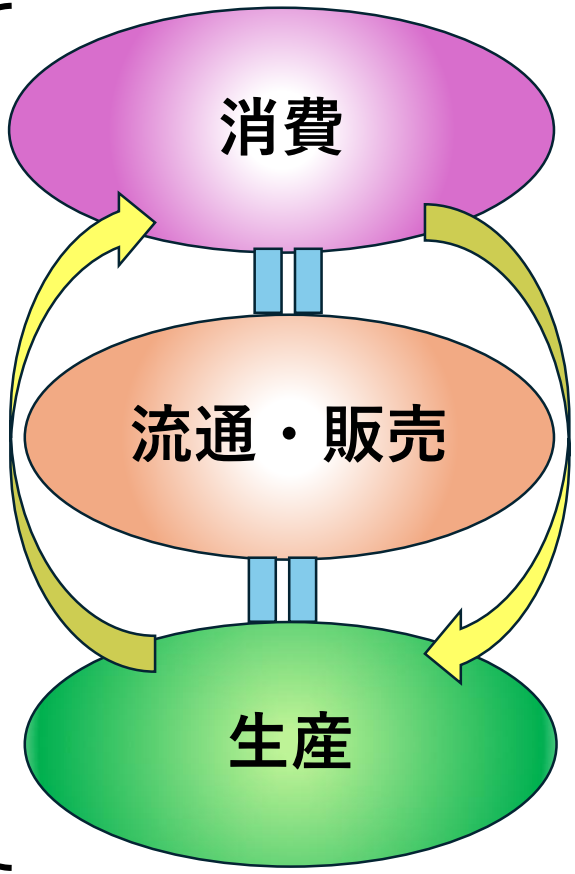
令和８年度みどりの食料システム戦略の推進（コンセプト）

- **環境にやさしい農業と地産地消に関心を持ってもらう人を増やし、環境に配慮した栽培方式への転換、需要に応じた生産へと繋げる！**
  （みどりの食料システム戦略のKPIの達成に資する効果的な取組を企画）

自治体へのオーガニックビレッジの推進

- ５市町の取組の紹介
- オーガニックビレッジ関係の支援の紹介
- 自治体の取組の情報収集・紹介

など



・セミナーの拡大（消費者団体、民間企業等への働きかけ）
・子供、大人の食育活動等との連携

など

・環境にやさしい農産物のＰＲ販売の新規開拓（道の駅、直売所など）

・みどり認定、みえるらべる、みどりチェックの推進
・ＪＡグループなど関係団体等と連携し、環境にやさしい農業の推進（堆肥ペレット・混合堆肥複合肥料などの利用推進）

など

　みどりの食料システム戦略に関心を持っていただく方を増やし、戦略に関する取組を、より一層推進していくため、
　「みどりの食料システム戦略推進鹿児島ネットワーク」を運営。

　消費者、農業者、農業者団体、自治体、民間事業者等の皆さんが参加。

　令和８年９月現在　７３

　会員等の皆さんのニーズに対応し、各地でセミナーを開催。

「これからは、環境にやさしい農業と地産地消が大切！」がテーマ。



消費者等向けセミナーの開催

【これまでの取組】

令和8年5月29日	第一幼児教育短期大学
令和8年6月26日	生協コープ鹿児島　みどり戦略学習会
令和8年6月19日	パーム保育園・パームコスモス保育園
令和8年6月23日	鹿児島青果（株）生産者懇談会
令和8年6月23日	経済同友会例会
令和8年6月30日	さつま町環境保全畑農業者グループ研修
令和8年7月1日	ＪＡ女性組織リーダー・フレッシュミズ事務局合同研修会
令和8年8月3日	松本国際高等学校薩摩川内校ワークショップ
令和8年8月6日	石峯自治公民館（霧島市）講演
令和8年9月5日	ＪＡ糸島地域リーダー研修会
令和8年9月25日	環境にやさしい作物づくり教室薩摩川内アグリセンター
令和8年10月7日	加治木工業高等学校　工業化学科

【８月３日（月）】

松本国際高等学校薩摩川内校（薩摩川内市）において、学校が主催する食育ワークショップの一環として出前授業を実施。



松本国際高等学校薩摩川内校での様子

【10月７日（水）】

加治木工業高校（姶良市）において、家庭科の授業の一環として出前授業を実施。



加治木工業高校での出前授業の様子

環境にやさしい農産物等を使用した料理教室の開催

消費者に、環境にやさしい農業を知ってもらう、有機食材による郷土料理を作って食べてもらう。
食育セミナーで日本型食生活の必要性を理解してもらい、地元の食材を食べることを習慣に！

○　令和８年９月５日（土）

旬の有機野菜やGI（地理的表示）登録産品の有機黒酢に加え、鹿児島県産の米（あきほなみ）や豚肉を使用した料理として、**黒酢和風酢豚、地魚すり身と豆腐・野菜のミックス焼、オクラの味噌汁**などを調理。

👇詳細はこちらから👉
https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/080911_We_held_a_cooking_class.html



＜有機黒酢を使用した和風酢豚＞

○　今後の予定（令和９年３月頃）

「春の訪れを感じる季節」
　　有機等の春野菜などを使った彩り豊かな「行事料理」をイメージ。







※　鹿児島県栄養士会とのコラボ企画。会場はカクイックス交流センターを予定。

環境にやさしい農産物のPR販売の開催

スーパーなどの店頭で、消費者に対して、環境にやさしい農産物の価値を直接伝える！

○　令和８年７月25日（土）

ＪＡいぶすきオクラ部会とのコラボ企画。
Aコープいしき店（鹿児島市）において、
IPM栽培オクラのPR販売を開催。
店頭で「オクラの浅漬け」を試食。

【今後の予定】

・12月8日「有機農業の日」を皮切りに日程調整
　イオンモールKAGOSIMA BAY
　株式会社Ａコープ鹿児島
　株式会社ニシムタ
　株式会社山形屋ストア

・新たな取組先候補
　株式会社タイヘイ吹上店
　株式会社タイヘイＰｉｃｏ店
　イオンタウン姶良

※アンケートを行い、消費者の感触をフィードバック

＜IPMオクラのPR販売当日の様子＞



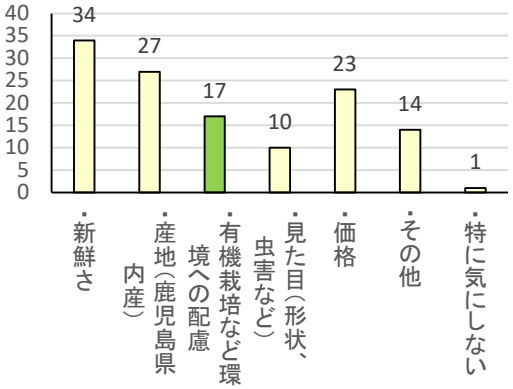




（参考）これまでに実施したアンケート結果

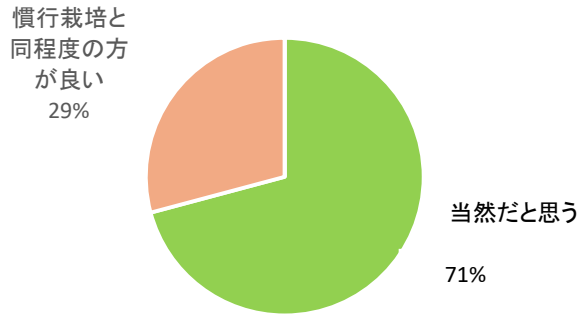
農産物を購入するときに、気にすることはなんですか。
（複数回答）

・ 有機栽培などにも関心がある者もいる。



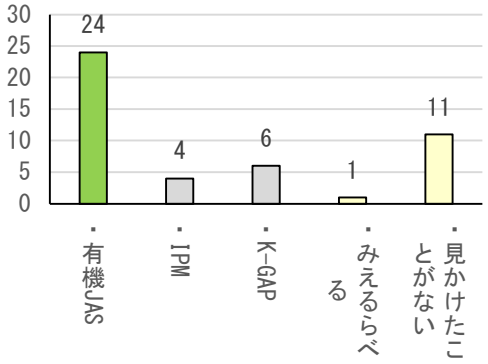
有機栽培など環境にやさしい農産物は、慣行栽培（通常の栽培方法）に比べて付加価値があるため、慣行栽培に比べて価格を高くして販売する傾向にあります。このことについてどう思いますか。

・ 有機栽培などは価格を高くするのは当然だという声が多い。



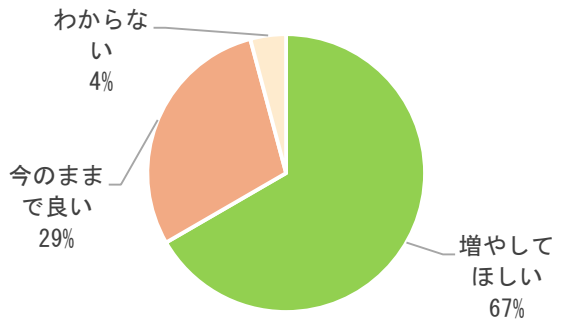
次の表示のある農産物を店頭で見かけたことがありますか。
（複数回答）

・ 有機JASに比べてIPMやK-GAPなどは、知名度が低い。



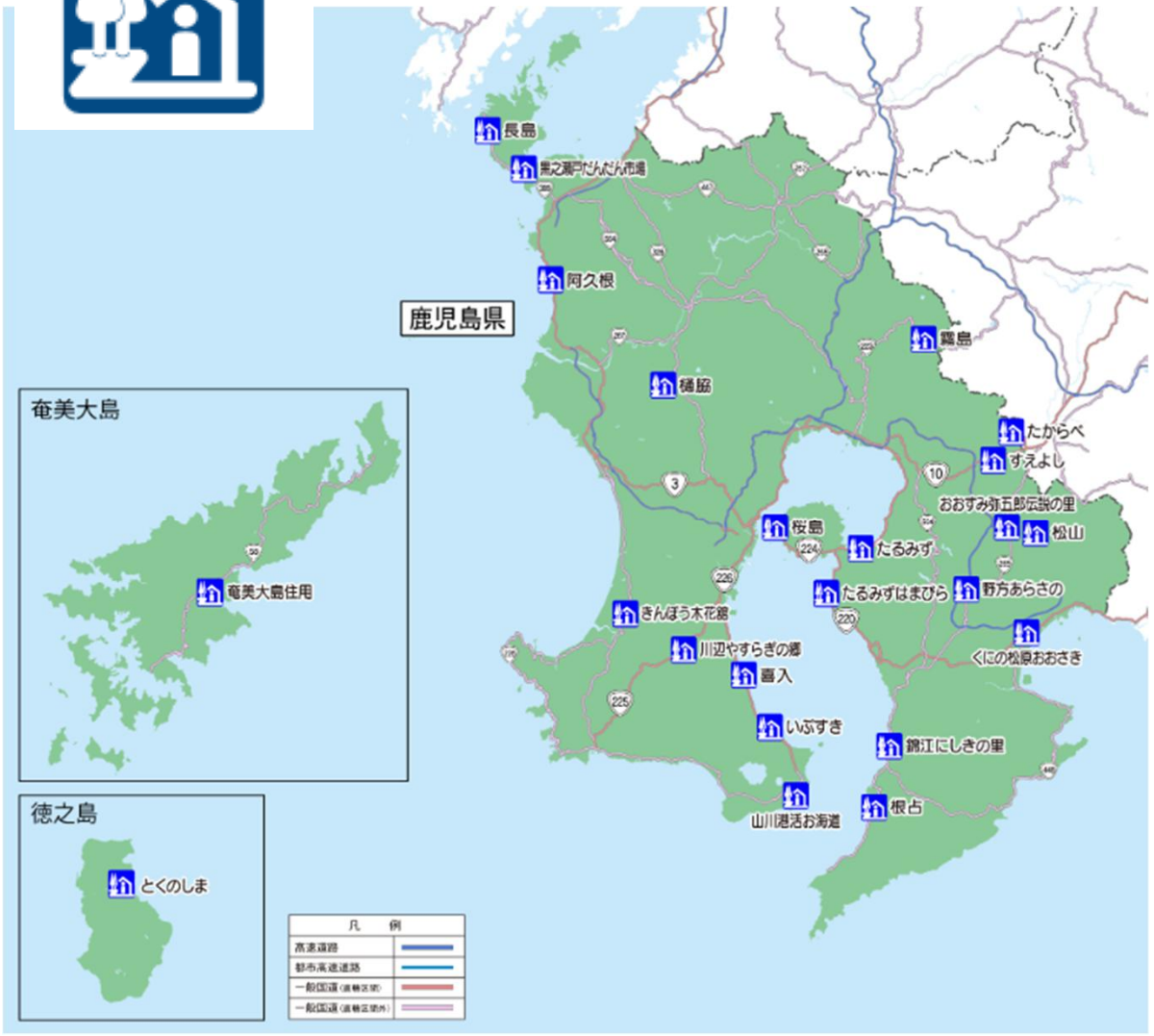
有機栽培など環境にやさしい農産物を販売する店舗についてお伺いします。

・ 環境にやさしい農産物を販売する店舗を増やしてほしいという声が多い。



環境にやさしい農産物の取扱店舗マップの作成

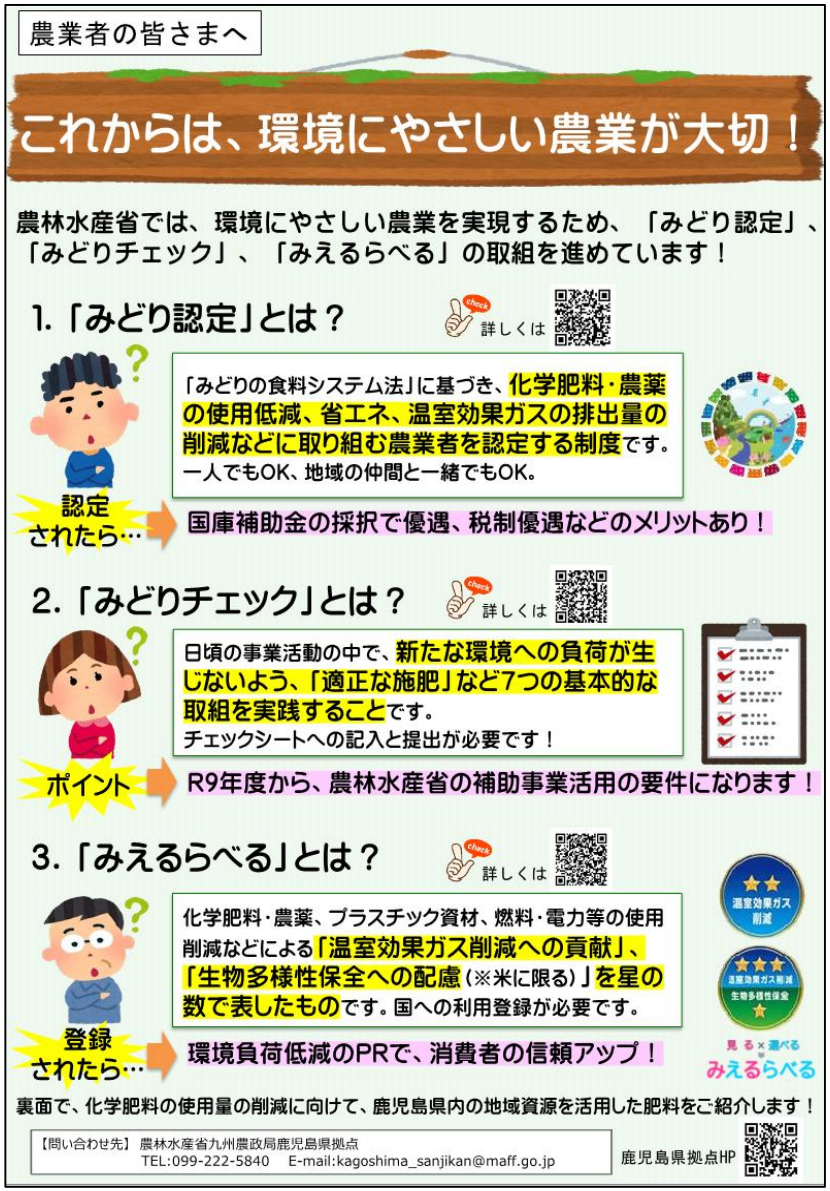
県内23か所の「道の駅」、
各地の「物産館」などを
巡り、
環境にやさしい農産物の
取扱マップを作成中
県内外の方の
買い物のヒントに！

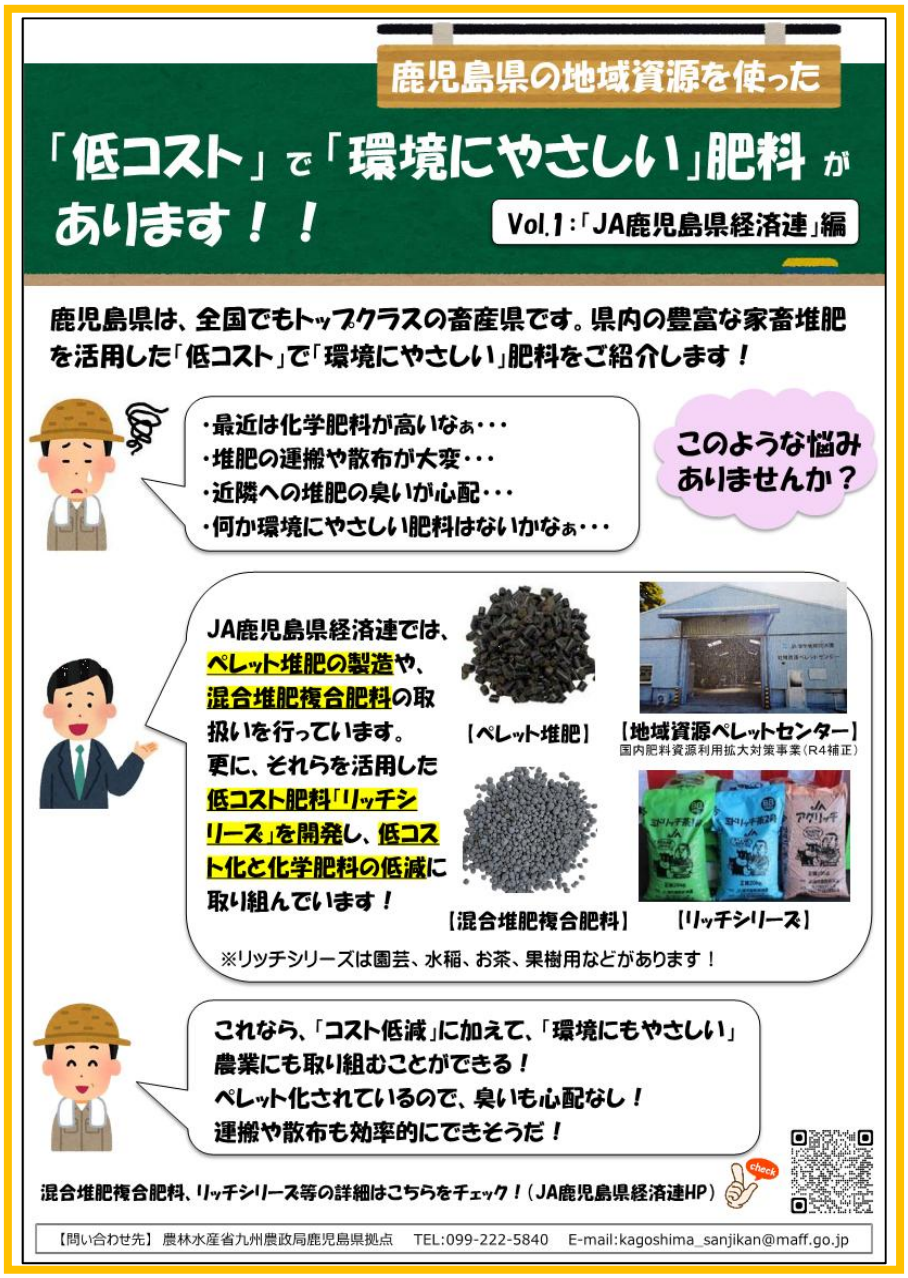


・鹿児島県拠点WEBにて公開予定
・オーガニックフェスタ2026
（11月21、22日）にて配布予定

地域資源の利用推進のPR（堆肥ペレットなど）

第１弾として、JA鹿児島県経済連とコラボ！





鹿児島県の農業を、
次代に引き継いでいくために！

鹿児島県の農業は、全国でも高い位置！

- 農業産出額は、全国２位　（前年に比べて、251億円増加）
- 生産農業所得は、全国４位　（前年に比べて、89億円増加）

【農業産出額】

１位	北海道	1兆4,817億円
２位	鹿児島県	5,689億円
３位	茨城県	5,494億円
４位	千葉県	4,533億円
５位	青森県	4,119億円
６位	熊本県	4,116億円
７位	宮崎県	3,725億円
８位	愛知県	3,551億円
９位	栃木県	3,448億円
10位	岩手県	3,269億円

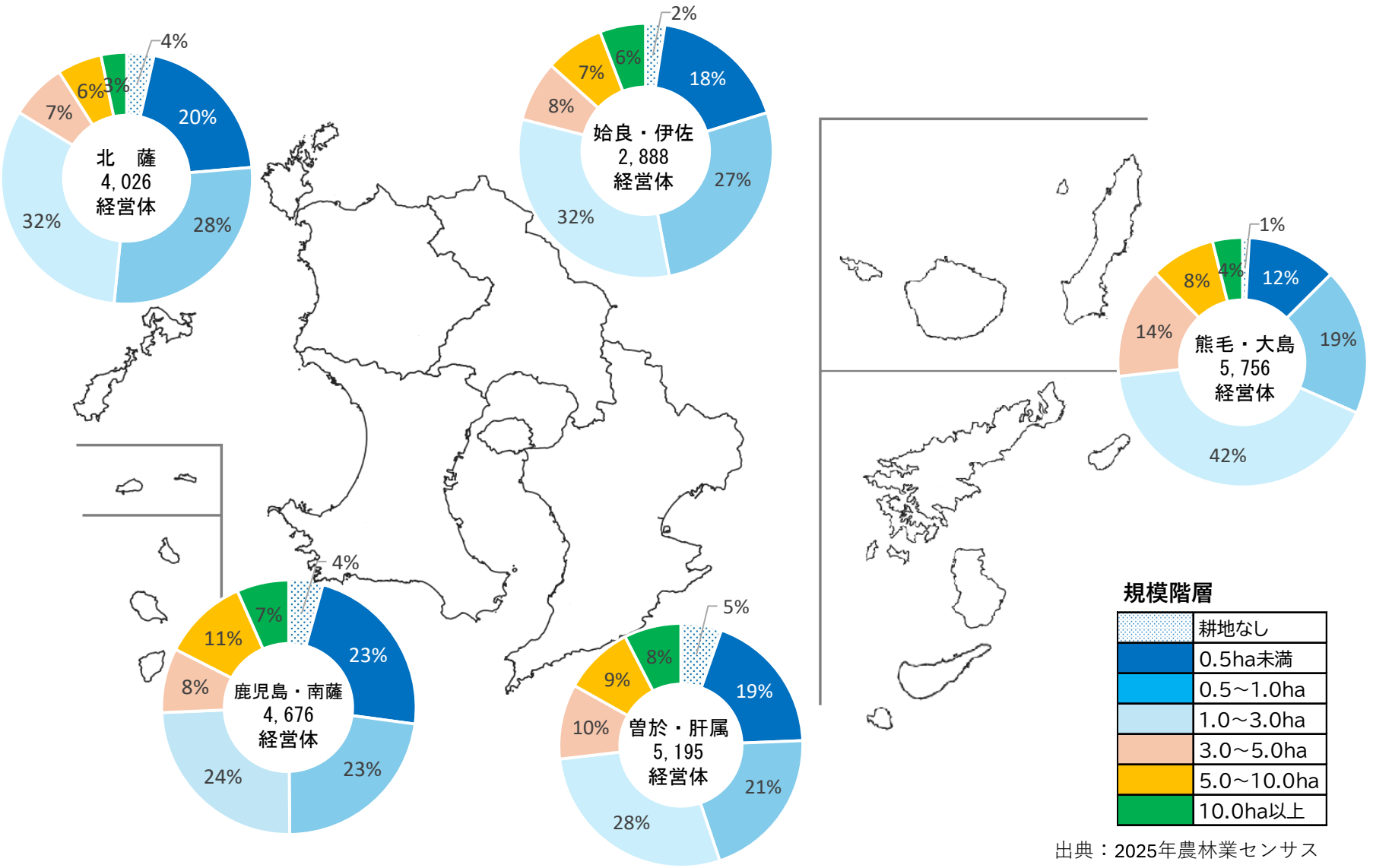
【生産農業所得】

１位	北海道	6,242億円
２位	茨城県	2,002億円
３位	熊本県	1,744億円
４位	鹿児島県	1,623億円
５位	千葉県	1,537億円
６位	青森県	1,515億円
７位	愛知県	1,347億円
８位	栃木県	1,323億円
９位	長野県	1,316億円
10位	宮崎県	1,235億円

資料：「令和６年生産農業所得統計」

鹿児島県の農業経営体（地域別・作付規模別）

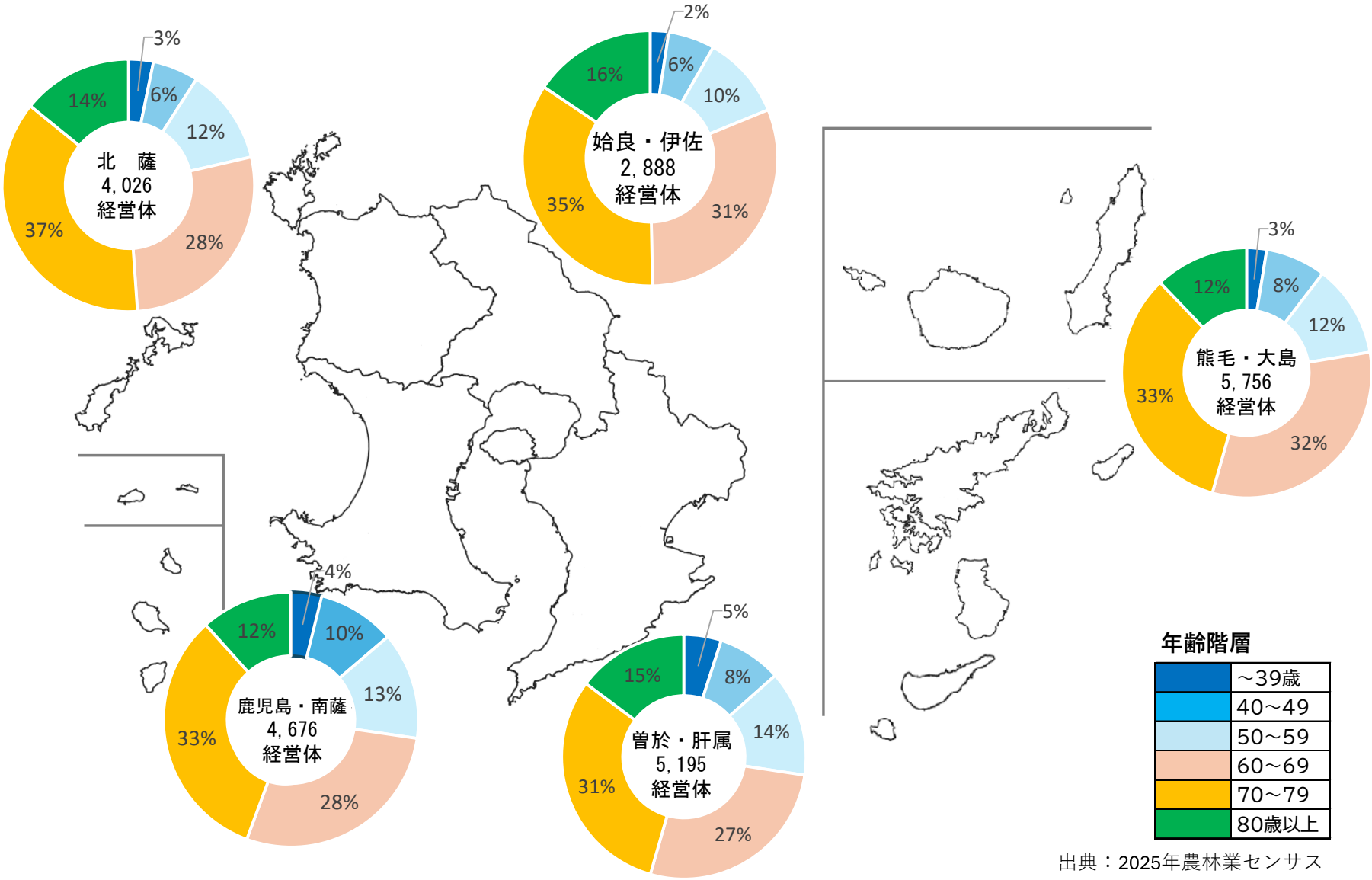
- 1ha未満の小規模経営が、約半数



出典：2025年農林業センサス

鹿児島県の農業経営体（地域別・年齢構成）

- 60歳以上が、7～8割



出典：2025年農林業センサス

小規模な高齢農家が
鹿児島県の農業を支えているのが実態。

10年先のことを考えると・・・

鹿児島県の農業を継続し、
将来に向けて、
食料を安定供給できるようにするためには、
各地域で、生産体制を整えることが必要！

労働力不足への対応、生産性の向上には、
必要に応じて、圃場整備を行った上で、
デジタル技術・データの活用も有効！

スマート農業・農業DXの取組を推進するため、「スマート農業推進鹿児島WEBネットワーク」の会員を拡大し、

スマート農業・農業支援サービスに関する支援等の情報提供、農業者や、農業支援サービスの取組の紹介、ディスカッション等を行う。

令和８年１０月現在　２１７



（参考）鹿児島県でのスマート農業・農業DX

ドローン

ドローンによる防除・施肥



ドローンによる遮光剤塗布



自動運転

自動走行トラクター



無人自動運転散布車両による防除



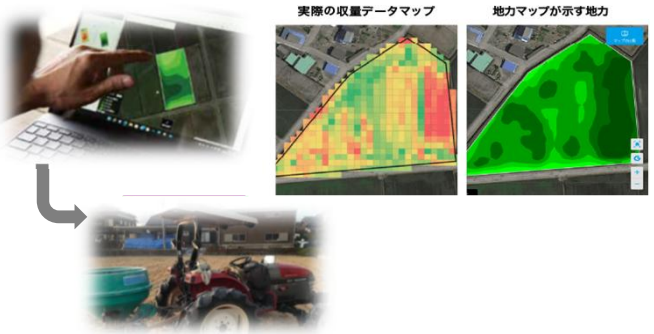
営農支援システム

システムによる作業管理等による営農の効率化



センシング

人工衛星の画像データ等の分析による可変施肥



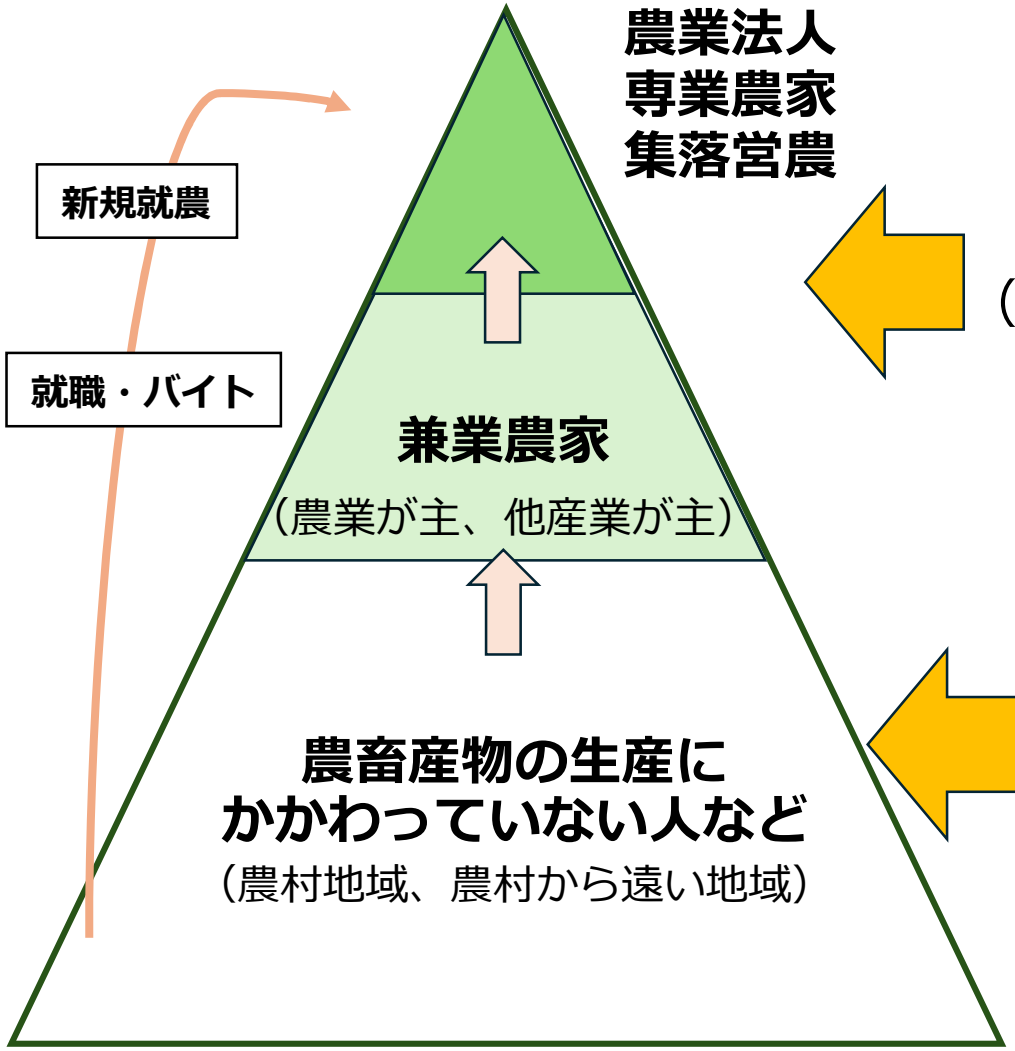
環境制御

気温、CO2、日射量等のデータに基づく栽培管理



食料安全保障の実現　～ 農畜産物の生産の維持・拡大 ～

・　国民の食料の確保、２次・３次産業の持続性の確保には、**農畜産物の生産の継続・拡大**が不可欠。**農業関連事業者等の農業への参加など**をはじめ、**「食」と「農」に関心を持つ者を増やし、農業関係人口を増加**させることが必要。



集荷・販売事業者、食品産業、建設業者等の参加
（自営、資本投入、協働　など）

農業大学校・農業高校等からの就農・就職（サラリーマン農家　など）

「食」と「農」への関心を高め、農業関係人口を増やす取組
（大人・子供の食育（農業体験等）、市民農園、社員研修、バイト　など）

鹿児島県では、
県庁及び各地域振興局・支庁に相談窓口を設けて、
企業等の農業参入に関する相談を受け付けています。

＜相談窓口で取り扱う内容＞

- **農業への参入方法、参入時の留意点**
- **地域の農業の概要、振興作目の情報**
- **国、県、市町村の主な支援策　　など**

【県庁の相談窓口】

農政部経営技術課
電話：099-286-3152
Eメール：keieitai@pref.Kagoshima.lg.jp

「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」の策定について

・　国の「食料・農業・農村基本法」の改正等を踏まえ、令和７年３月に、「かごしま食と農の県民条例」を改正。

　条例第21条の規定により、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について、概ね10年間の基本方針を、令和８年３月に策定。

　基本方針に盛り込んだ施策を講じることにより、農業の「稼ぐ力」を引き出し、本県農業の更なる発展を目指す。

目標値

項　目	令和６年度（基準年）	令和17年度（目標年）	項　目	令和６年度（基準年）	令和17年度（目標年）
① 農業産出額	(R6) 5,689億円	7,000億円	⑤ 担い手への農地集積率	(R6) 47.9%	70%
② １経営体当たり生産農業所得	(R6) 706万円	1,400万円	⑥ 食料自給率（カロリーベース）	(R5) 81%	90%
③ 担い手数	(R5) 10,557経営体	8,500経営体	⑦ 県内産農畜産物の輸出額	(R6) 250億円	(R12) 475億円
④ 農用地区域内の農地面積	(R6) 98.1千ha	95.5千ha	⑧ 有機農業の取組面積	(R6) 1,603ha	(R13) 2,000ha

総合的かつ計画的に推進する施策

1　県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策
- 新 農畜産物の合理的価格の理解促進に関する施策

2　食育及び地産地消に関する施策

改 3　安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策
- 新 農業資材の確保に関する施策

新 4　環境への負荷の低減に関する施策
- 新 有機農業の促進に関する施策

5　担い手の確保及び育成に関する施策
- 改 新規就農者の確保及び育成に関する施策
- 改 認定農業者等の経営発展等に関する施策

新 6　農業経営の支援を行う者の確保に関する施策
- 新 多様な人材、農業支援サービス事業体の確保及び育成に関する施策

改 7　農地の有効利用及び確保に関する施策
- 改 担い手への農地の集積・集約化、農用地区域内の優良農地の確保等に関する施策

改 8　農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策
- 新 農地の大区画化、畑地の高機能化、農業水利施設等機能の保全等に関する施策

9　生産振興、販売、流通等に関する施策
- 新 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に関する施策
- 新 高付加価値産品のブランド力向上等に関する施策
- 改 流通の効率化に関する施策
- 改 輸出促進に関する施策

10　生産性向上に関する施策
- 改 スマート農業や食品加工等の技術開発等に関する施策
- 改 動植物の防疫体制に関する施策

11　農業災害防止等に関する施策

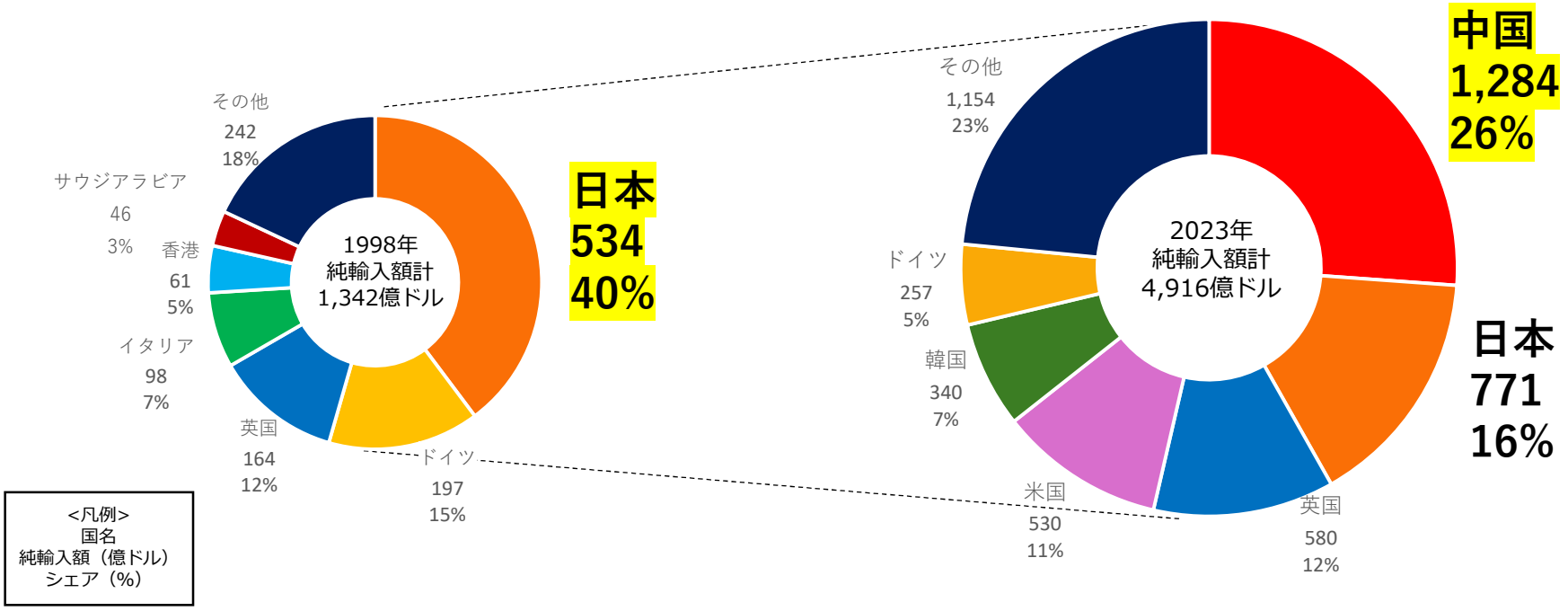
12　農村振興に関する施策
- 改 農村づくり、中山間地域、離島地域の振興に関する施策
- 新 農福連携の推進に関する施策
- 改 鳥獣被害防止対策等に関する施策

（参考）食料・農業・農村基本法の改正の主な背景

先々、日本の食料の調達に不安！

- **1998年（平成10年）当時、日本は世界１位の農林水産物の純輸入国。**
- 現在は、**中国が最大の純輸入国**となっている。この中で、買付をめぐる競争が激化し、「買い負け」に関するリスクが高まっている 。

農林水産物純輸入額の国別割合

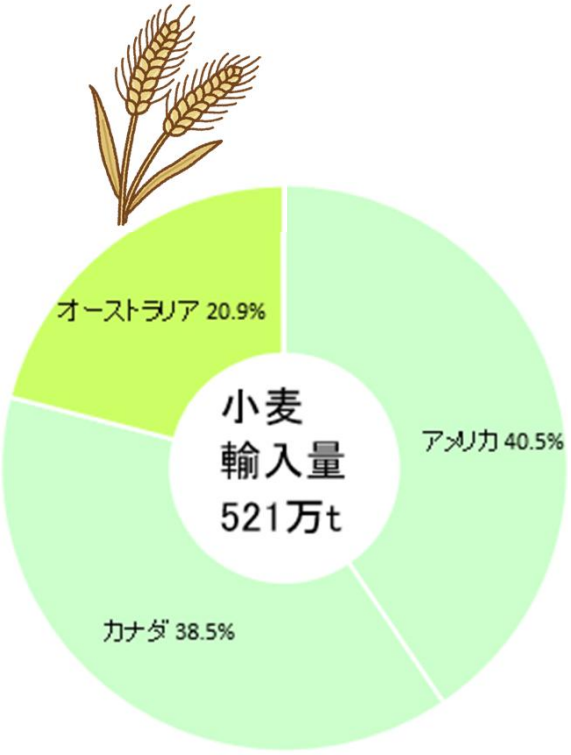


資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41カ国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

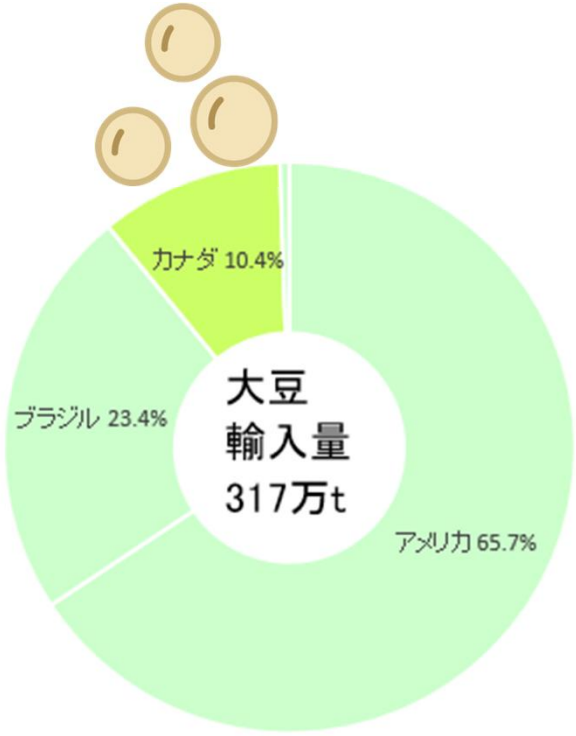
穀物の輸入依存度が高い！

消費量約3,300万ｔのうち約2,300万ｔ（約7割）を輸入
国内生産の増大が必要！

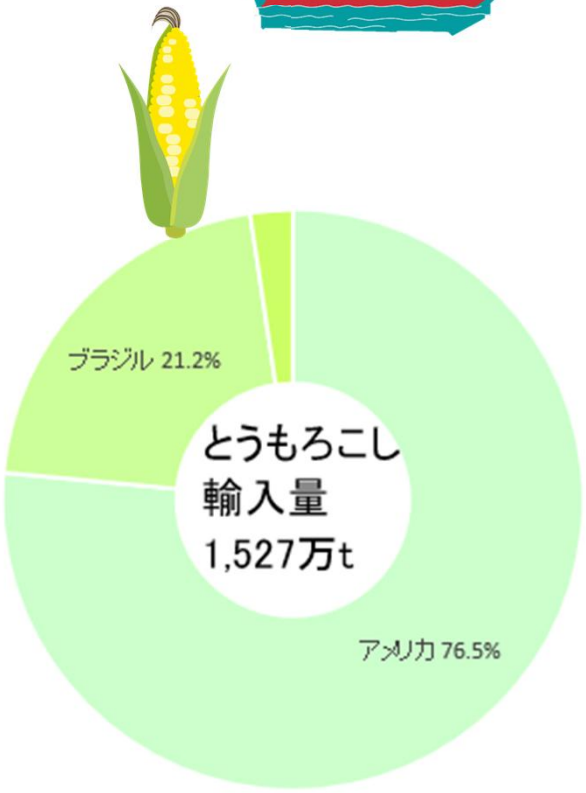




資料：令和６年



資料：令和６年



資料：令和６年













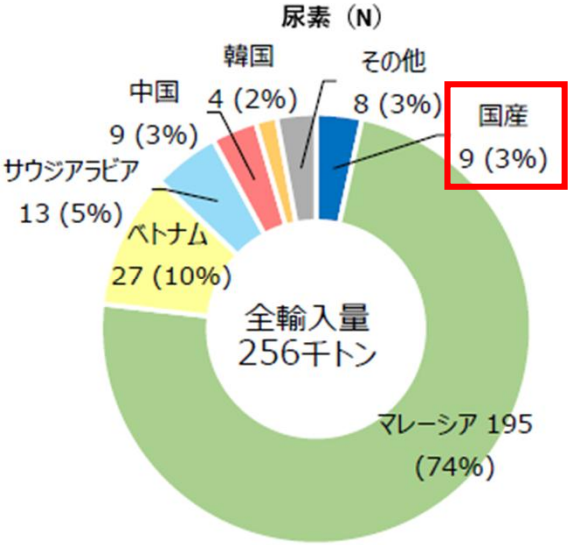


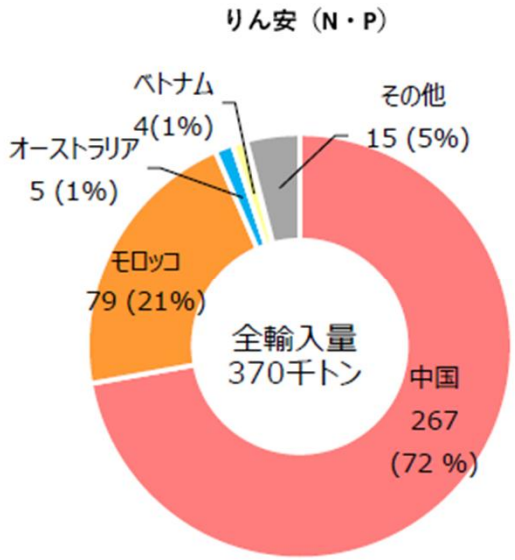
化学肥料・農薬の原料も海外からの輸入！

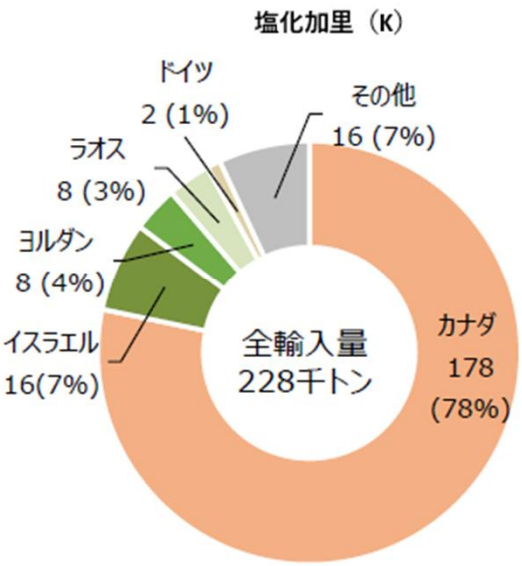
化学肥料原料の主原料のほぼ全量を輸入
国内資源への転換が必要！



Ｒ６肥料年度（令和６年７月～令和７年６月）







資料：農林水産省作成





我が国の食料自給率は、４０％程度で推移！

食料自給率（カロリーベース）は、

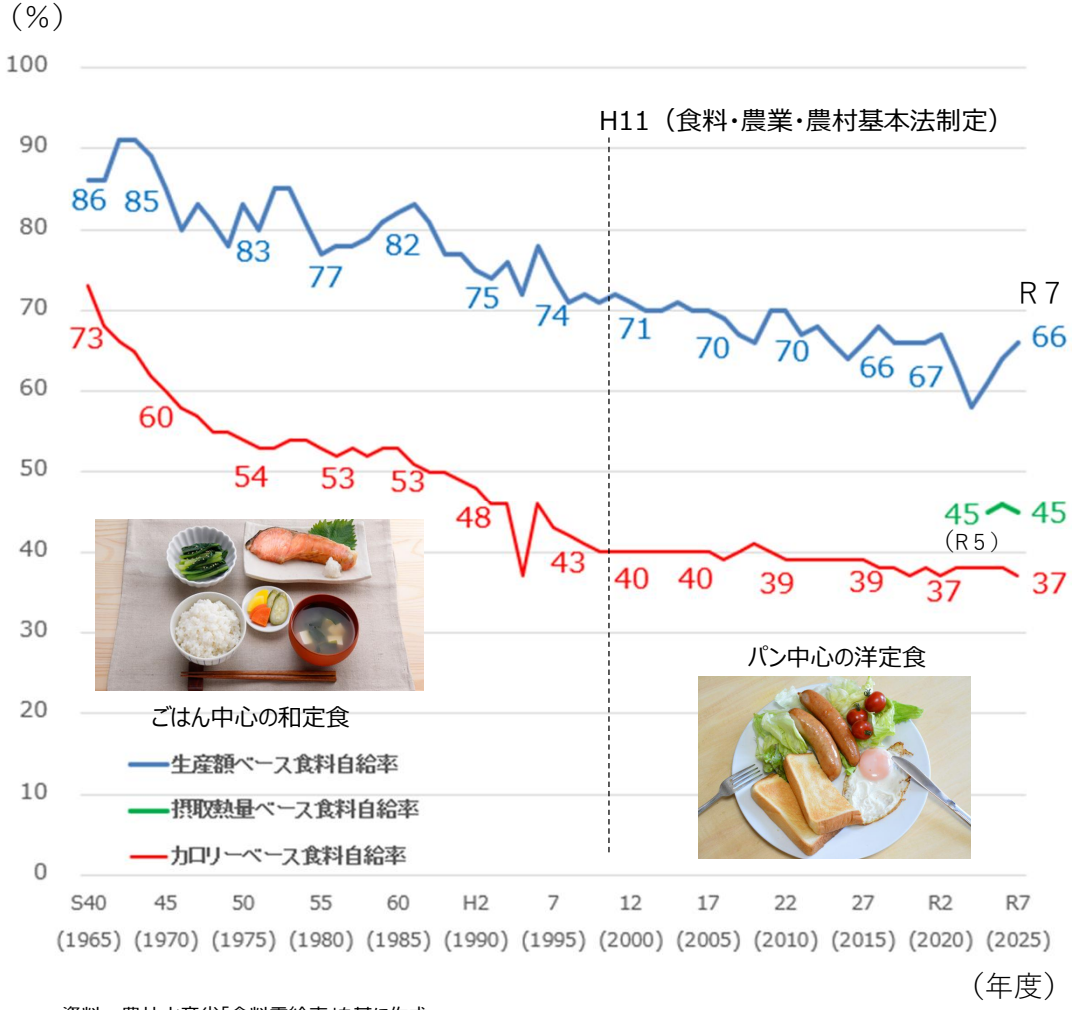
米中心の「日本型食生活」から**パンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化**の影響等により、昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40％程度で推移。

○ 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。

○ 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

$$\text{食料自給率} = \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$

$$= \frac{\text{国内生産（輸出向けの生産を含む）}}{\text{国内生産（同上）＋輸入－輸出±在庫増減}}$$



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

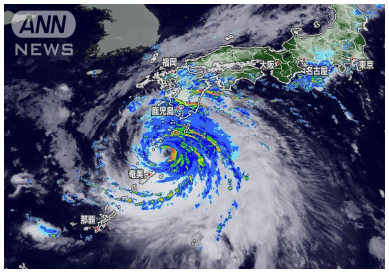
（参考）米の一人当たり年間消費量

S37年：118.3kg → R７年：52.0kg

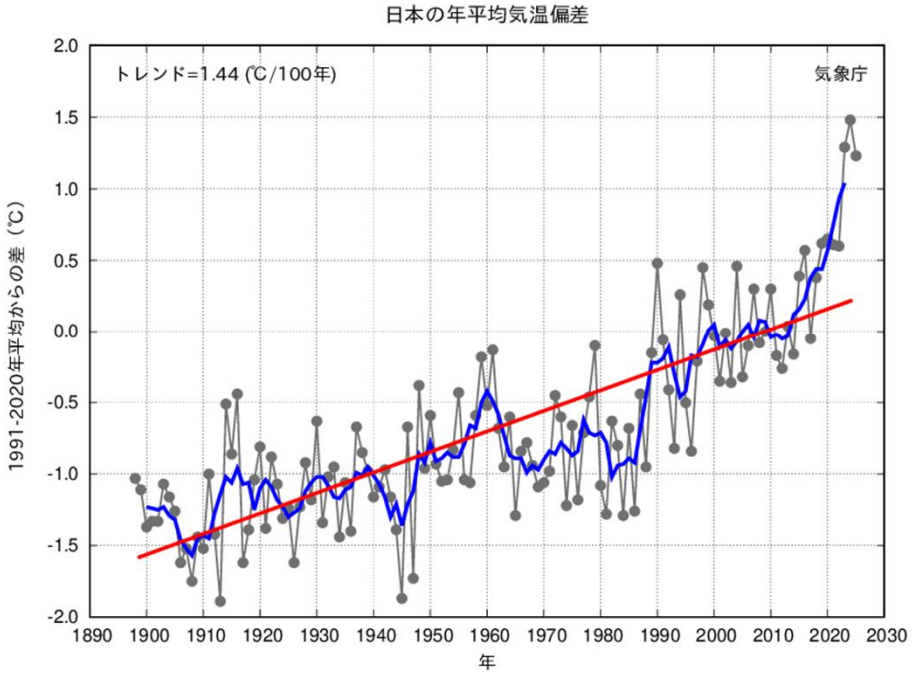
（茶わん約5.4杯/日） （茶わん約2.4杯/日）

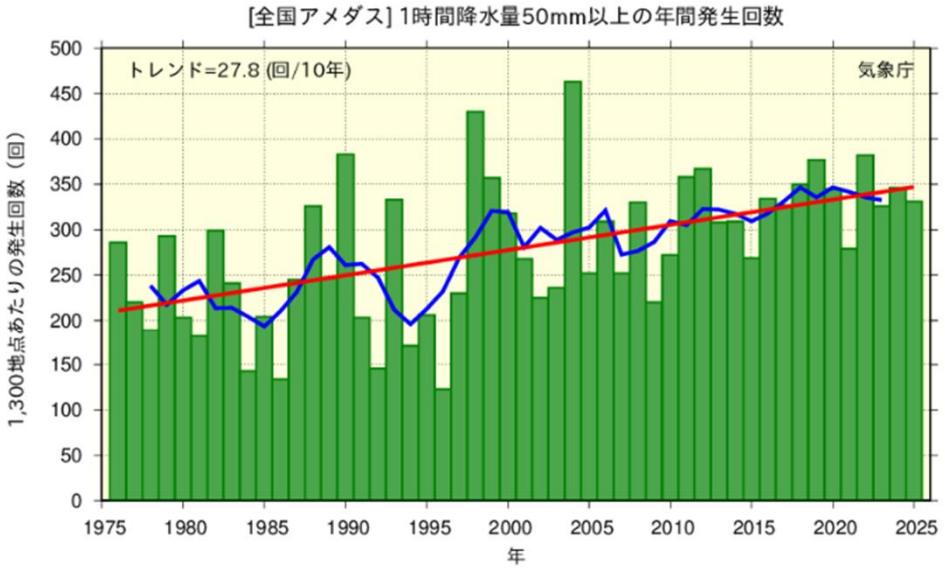
地球温暖化は社会的な問題！

- 日本の平均気温は、<u>100年あたり1.44℃の割合で上昇</u>
- 2025年の年平均気温は、
  1898年の統計開始以降、３番目に高い値
  （2024年が1番目、2023年が2番目に高い値）
- <u>集中豪雨の発生回数も増加傾向</u>



台風10号（2024年）





折れ線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

- 全国各地での記録的な豪雨や台風等による被害が頻発
- 作物の収量減少・品質低下、漁獲量の減少など、国民の生活にも悪影響



九州北部豪雨（2017年）



山形・秋田大雨
（2024年）



熊本豪雨（2020年）



河川氾濫によりネギ畑が冠水
（2023年秋田県）

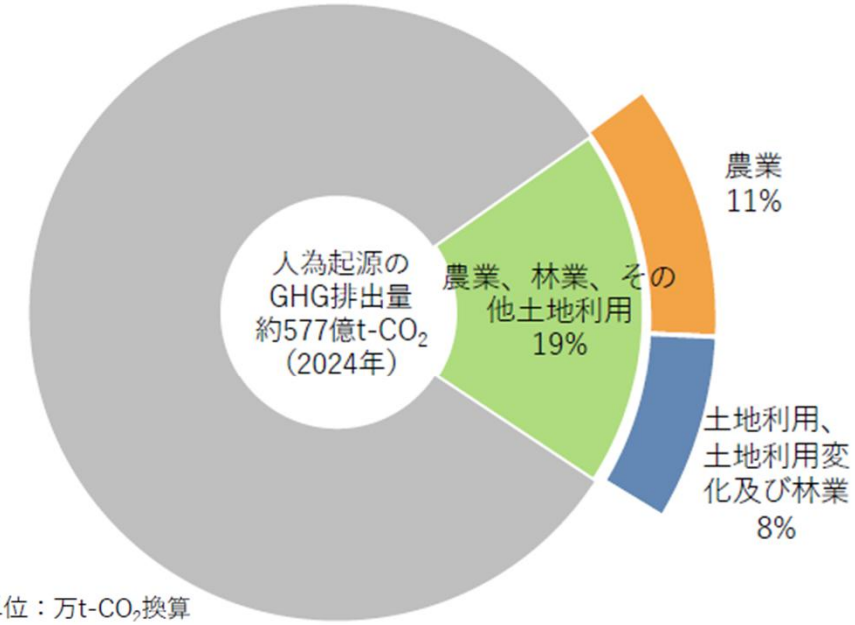


台風で被災したガラスハウス
（2019年房総半島）

農業も環境に影響を与えている！

デジタル技術や国内資源の活用等により環境負荷を抑えることが必要！

世界（約577億ｔ）

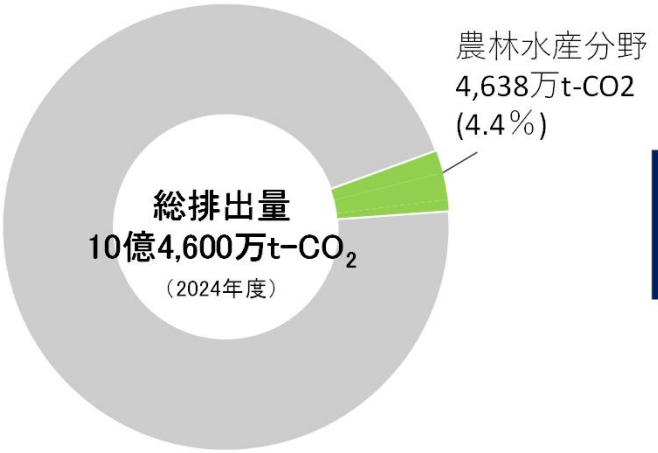


単位：万t-CO_2換算

＊「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「国連環境計画（UNEP）Emissions Gap Report 2025（排出ギャップ報告書2025）」を基に農林水産省作成

日本（約10億ｔ）



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

スマート農業・農業ＤＸ



可変施肥
ドローン
ヒートポンプ
など

主要国は、以前から、
環境政策を進める戦略を策定し、実行！

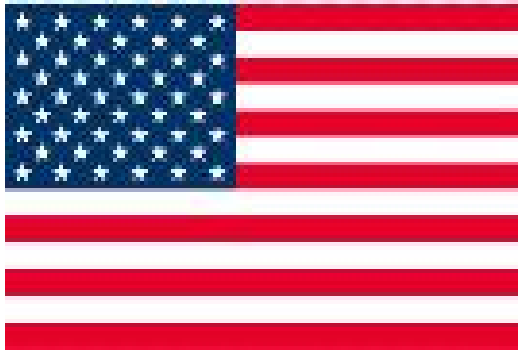
EU



「Farm to Fork戦略」
(2020.5)

2030年までに
・化学農薬の使用及びリスクを50%減
・有機農業を25%に拡大

USA



「農業イノベーションアジェンダ」
(2020.2)

2050年までに
・農業生産量40%増加と
　環境フットプリント半減

（注）環境フットプリントとは、人体の健康、生活の質、生態系など複数の環境影響領域を評価し、一定の算定基準で数値化する方法。

有機食品の国別の売り上げ額は、
アメリカが8兆円超、
ドイツが2兆円超、中国、フランスが1兆円超！

国別の有機食品売上額(2022年)



資料：FiBL＆IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小！
一方、世界の農産物マーケットは、
人口の増加に伴い、拡大する可能性あり！

国内市場の変化

	1990年	2020年	▲20%	2050年
人口	1億2,361万人	1億2,586万人		1億190万人
高齢化率（65歳以上の割合）	12.1%	28.7%		37.7%
飲食料のマーケット規模	72兆円	84兆円（2015年）		
農業総産出額	11.5兆円	8.9兆円		

人口減少、高齢化に伴い、国内の市場規模は縮小

※日本の人口は、2008年（1億2,808万人）をピークに減少。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

海外市場の変化

	1990年	2020年		+30%	2050年
人口	53億人	78億人			**98億人**
飲食料のマーケット規模（主要国）	ー	890兆円（2015年）	→	1,360兆円（2030年）	
農産物貿易額	4,400億ドル（約42兆円）（1995年）	1兆5,000億ドル（約166兆円）（2018年）			

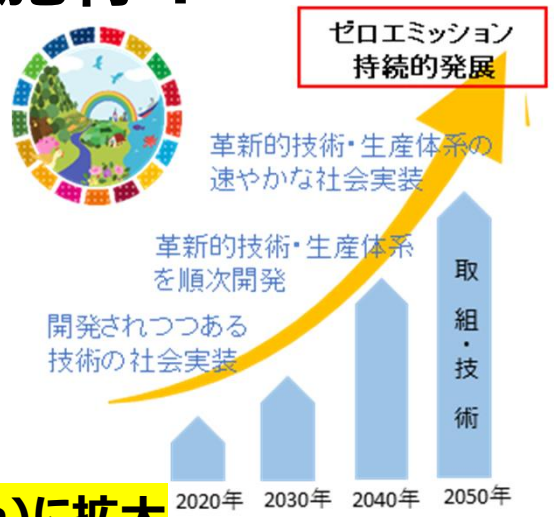
世界の農産物マーケットは拡大の可能性

- 日本の農林水産業GDP（2019年）世界８位
- 日本の農産物輸出額（2019年）世界50位

資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

地球温暖化等の課題に対応するため、2050年を目標に、「みどりの食料システム戦略」を策定！（令和3年5月）

令和4年に、「みどりの食料システム法」を施行！



- 農林水産業の**CO2ゼロエミッション化**の実現

  （注）CO2ゼロエミッション化とは、2050年までに化石燃料起源のCO2排出量をゼロにすること。

- **化学農薬の使用量（リスク換算）**を**50%低減**

  （基準：リスク換算値23,330（2019年）⇒ 実績：リスク換算値19,839（2023年現在）約15.0%減）

- **輸入原料や化石燃料を原料**とした**化学肥料の使用量を30%低減**

  （基準：90万トン（2016年）⇒ 実績：68万トン（2023年現在）約25.0%減）

- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**

  （基準：2.35万ha（2017年度）⇒ 実績：3.45万ha（2023年現在）約0.8%拡大）



経済

持続的な産業基盤の構築

- **輸入から国内生産への転換**（肥料・飼料・原料調達）
- 国産品の評価向上による輸出拡大

など



社会

国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大

- 生産者・消費者が連携した**健康的な日本型食生活**
- 地域資源を活かした地域経済循環

など



環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- **環境と調和した食料・農林水産業**
- 化石燃料からの切替による カーボンニュートラルへの貢献

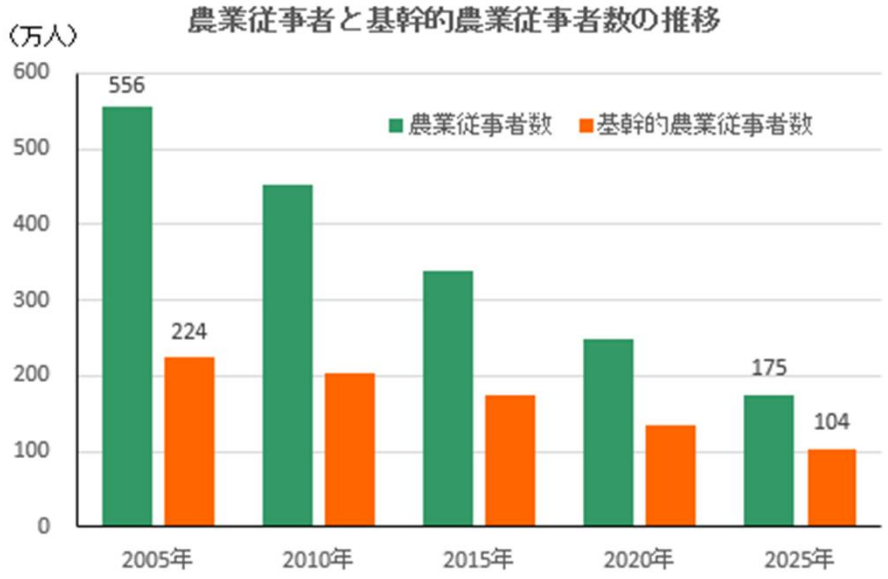
など

基幹的農業従事者数の減少、高齢化への対応が急務！

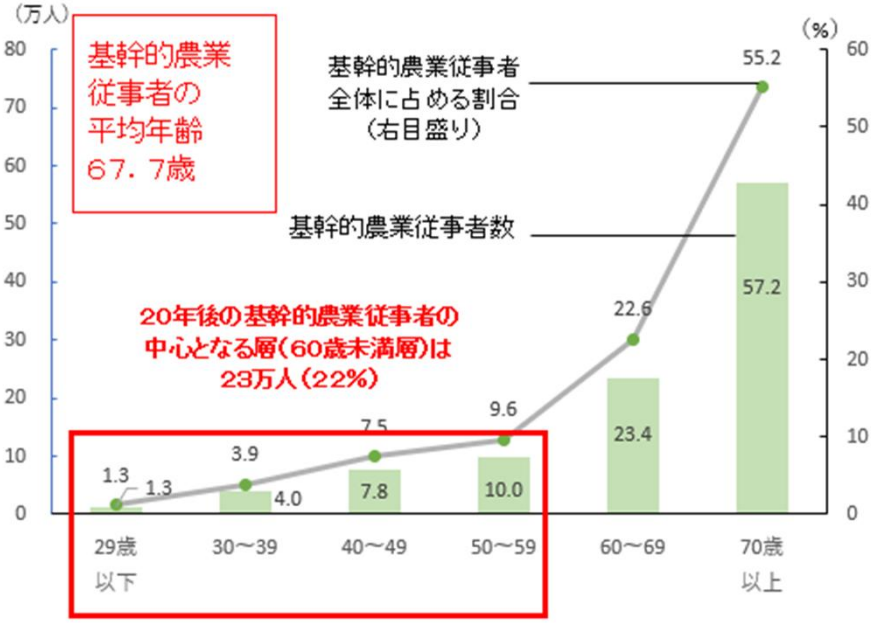
・我が国の人口減少・高齢化が進展する中で、
農業従事者数は、2005年の約556万人から2025年には約175万人
基幹的農業従事者数は、2005年の約224万人から2025年には約104万人と大幅に減少。

・基幹的農業従事者の中心となることが想定される**60歳未満層は、**
20年後には全体の約2割の20万人程度。

・　**農業の持続性を確保するための対応が必要！**



資料：
・　農林水産省「農林業センサス」
・　基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）



資料：農林水産省「2025農林業センサス」を基に作成
注：1）2025年2月1日時点の数値
　　2）「基幹的農業従事者」は15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

改正食料・農業・農村基本法のポイント

（令和6年6月5日に公布・施行）

見直しの４つの方向

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

１.国民の皆さんに食料を届ける力の強化

○不測時だけではなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から、食料安全保障**に向けて取り組む。

○**国内農業生産を増大**しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した食料供給**を図る。

○食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、
食料を届ける力を整える。

○**輸出を応援**し、農業・食品産業の維持・発展を目指す。

○農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、
食料システム全体の中で**合理的な価格形成**を行うための仕組みを構築する。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは？

２.次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

○環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、**有機農業など**を全国に広める。

○生産、加工、流通、小売といった**食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減**などを目指す。

農業生産を維持するためにどうする？20年後には農業者が現在の1/4程度になる⁉

３.新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

○生産性の高い農業ができるよう、**農地の集積・集約化など**環境を整備。

○スマート農業をはじめとした**新技術や新品種の導入**などにより、更なる生産性の向上を目指す。

農村を元気にするために何ができる？農村の地域社会が維持できなくなる⁉

４.農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

○農業者、非農業者にかかわらず、**新たな就業機会を確保**するための取り組みを進める。

○農業インフラについて、**ICT導入やDXの取組等による作業の効率化**を進める。

○**用排水路などを管理しやすいものに整備**し、保全管理しやすくする。

○人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、
農業インフラを地域全体で維持管理していく取組を進める。

食料・農業・農村基本法
ホームページ

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点では SNSの公開ページを開設しています！

農政の動き、鹿児島県拠点の活動レポートなど、
タイムリーに配信いたします！

Facebook



リンク先
→https://www.facebook.com/kagoshimakenkyoten

Instagram



リンク先
→https://www.instagram.com/kagoshima_info2024/

X(エックス)



リンク先
→https://x.com/kyushu_kago

ご清聴、ありがとうございました。

資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点にお願いします。

連絡先：099（222）5840

E-mail ： kagoshima_sanjikan@maff.go.jp

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点のホームページ
https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/index.html

鹿児島県拠点 HP↓